

船橋市 障害者虐待防止マニュアル

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課

平成24年9月28日作成

平成28年8月 1日改訂

平成31年4月 1日改訂

令和5年4月 1日改訂

【 目 次 】

I 障害者虐待とは

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 障害者虐待とは..... | p 1 |
| 2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点..... | p 5 |

II 養護者による虐待の防止と対応

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 虐待防止に向けた取組み..... | p16 |
| 2 虐待の早期発見に向けた取組み..... | p17 |
| 3 養護者による虐待が発生した場合の対応..... | p20 |

III 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止と対応

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1 定義・概略..... | p49 |
| 2 相談・通報・届出への対応..... | p49 |
| 3 事実の確認・県への報告..... | p56 |
| 4 身体拘束に対する考え方..... | p72 |
| 5 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止..... | p74 |
| 6 関係Q & A..... | p75 |

IV 使用者による障害者虐待について

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 使用者による障害者虐待の定義..... | p78 |
| 2 使用者による障害者虐待の防止..... | p78 |
| 3 使用者による虐待が発生した場合の対応..... | p80 |
| 4 県への通知..... | p80 |

I 障害者虐待とは

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されることになりました。この法律は、障害者への「虐待の防止」や「養護者に対する支援等」に関する施策を推し進めるために制定されたものです。

(2) 「障害者虐待防止法」における「障害者」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法(以下、「基本法」といいます。)第2条第1号に規定する障害者と定義されおり、基本法では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としております。ここでは障害者手帳所持の有無は要件としていません。初動の対応では、被虐待者が基本法の定義にあたるかどうかを、相談担当者の方で実質的に判断する必要があります。障害者の範囲は広いことに留意する必要があります。またここでいう障害者には年齢による区別もしていません。そのため18歳未満の方や65歳以上の方も含まれます。このため児童虐待防止法や高齢者虐待防止法との重複適用の問題が存在します(後述)

また障害者虐待防止法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定しており、障害者虐待防止法第2条の範囲を超えて広く一般的に虐待行為を禁止しています。

(3) 「虐待」とはどのような行為か

障害者虐待防止法に規定する障害者虐待とは、養護者(家族)、障害者福祉施設従事者等、使用者(就労先)が下記の行為を行った場合を意味します(第2条第2項)。

- ① 身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待:障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待:障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応(*)その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任:障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による
(*)①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待:障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

*③ 心理的虐待について、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待では、「拒絶的な対応」の後に「又は不当な差別的言動」が加わります。

*④ 放棄・放任について障害福祉施設従事者等による虐待では下線部が「他の利用者により」に、使用者による虐待では「他の労働者による」にそれぞれ置き換えます。

なお、高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用されます。児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されますが、18歳以上で障害者総合支援法の給付を受けて入所している者に対しては、障害者虐待防止法が適用されます。

なお、障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待を含みます。

(4) 「虐待」行為と刑法

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強姦罪、第178条、準強制わいせつ、準強姦罪
- ③ 心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第23条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条 横領罪

※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盜例に注意。

○ 次の様な行為が虐待の疑われる具体的な例としてあげられます。

区分	内容と虐待の疑われる具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・排泄や入浴の異性介助・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する・本人が望まないあだ名などで呼ぶ・本人を侮蔑した物真似をする・施設で明らかに職員が行うべき仕事を指導と称して行わせる・世間体を気にして本人を訪ねてくる人がいても会わせない・施設で一人だけ特別な色の服などを着せる・本人の意向を無視して外出させない・本人の障害特性を理解しない指導・声かけなどを行う
放棄・放任	食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話を介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

	<p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する・介護が必要な障害者を家に置いたまま、しおりゅう外出する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない・施設で本人に渡している小遣いを搾取する・家事支援などのヘルパーが本人の同意なく自分のための食事を作る・本人の経済的状況を無視して、相続財産を放棄させる

※ 上記「内容と虐待が疑われる具体例」は一つの例示であり、実際の事案が虐待にあたるかどうかは事実確認等の調査を行ったうえで、総合的に判断されます。

(5) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待は、支援や保護にあたるもののが、その立場を乱用することによって、障害者の生命や身体への危害や生活レベルの低下をもたらすものです。したがって不適切な支援といつてもよいものです。障害者一人ひとりの個性に対応した適切な支援とは何か、必要な支援が行われているのかどうか、障害者の人間としての尊厳を損なっていないか、虐待判断においては、これらのことを常に念頭に置きます。このことを基本において、虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれたりすることがあります。虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間に渡り虐待を受けた場合等は、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合でも、虐待の客観的事実を確認し、障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

(6) 誰による虐待であるのか

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、ア)養護者による障害者虐待、イ)障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及びウ)使用者による障害者虐待に分け(第2条第2項)、以下のように定義しています。

ア 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。また、障害者虐待防止法において、心身障害者小規模福祉作業所等における虐待は、養護者による虐待に位置付けられています。養護者による障害者虐待とは、養護者が障害者に対して行う前述のいずれかに該当する行為とされています。なお、経済的虐待は、養護者のみならず、障害者の親族による行為が含まれます。18歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や虐待対応について、児童虐待防止法が適用されます。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義(「Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止と対応」において後述)されています。なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

ウ 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用されます。これまでの記載からもわかるように障害者虐待防止法は、年齢による区分をおいていませんので、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との重複適用の問題が生じますが、それぞれの適用区分を整理すると次の図のようになります。

もっとも、障害者虐待防止法の適用外である場合も、通報を受理しないという対応は不適切であり、どのような通報であっても受理をした上で、相談対応の方で適切に関係機関と連携していくことが必要です。

○ 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲(発生場所において法別・年齢別に整理)

発 生 場 所 年 齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設				企業	学校 病院 保育所 等		
		障害者総合支援法		介護保険 法等	児童福祉法				
		障害福祉サ- ビス事業所 (入所・日中・訪問 系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施設	障害児入 所施設等	相談支援 事業所等			
18 歳 未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県) *			—	改正児童 福祉法 適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐 待防止法 施行規則	障害者 虐待防 止法	障害者 虐待防 止法	
18 歳 以上 65 歳 未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	— 【20 歳まで】 — 【特定疾病 40 歳 以上】	【20 歳まで】 — 【特定疾病 40 歳 以上】	—	障害者 虐待防 止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 労務局)	障害者 虐待防 止法 ・間接的防 止措置 (施設長)	
65 歳 以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)		高齢者虐待 防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—				

* 養護者への支援は18歳未満の場合でも障害者虐待防止法

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律も対象

2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、人間としての尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

ア 虐待を未然に防ぐためのアプローチ

虐待は被虐待者の人間としての尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、障害者虐待防止法の周知のほか、障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ることが必要です。また、障害者やその家族などが孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を積極的に図ります。障害者福祉施設等は、今後、より虐待防止に向けた取組みを進めることができます。

【イ】虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。このため、まずは障害者虐待防止法に規定された通報義務を周知していくことが必要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか(第6条第1項)、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされています(第6条第2項)。これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。さらに、地域組織との協力連携、ネットワークの構築などによって、虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えることが必要です。また、各障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

○ リスク要因の低減、虐待の早期発見にむけた取組み

- ・自立支援協議会、権利擁護部会の活用
- ・施設に対する障害者虐待防止法の周知
- ・地域ネットワークとの連携
- ・虐待防止センターによる啓発活動

【ウ】障害者の安全確保を最優先する

障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。また、障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合があります。ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要となることに留意が必要です。

【エ】障害者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障害者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合が多くみられます。障害者が主観的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行い(エンパワメント)、本人の自己決定を支援する視点が重要です。障害者虐待防止法が目指すのは、障害者が地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです(第41条)。一方、在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。障害者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識することが必要です。

これら障害者支援や養護者支援の取組みは、関係者による積極的な働きかけや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行うことが必要です。

【オ】関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の発生には、施設の中の組織体制、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、経済的問題等様々な要因が複雑に影響している場合多く、対応や支援にあたっては障害者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、障害者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。相談や通報、届出を受けた職員は、速やかに対応決定グループに報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調

査では、担当者一人への過度の負担を避け、また客觀性を確保する観点から、複数の職員で対応することが原則です。(支援の各段階で、複数の関係機関が連携し、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築して対応します。)

(2) 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、障害者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

ア 国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの体制整備(第4条第1項)
- ② 人材の確保と資質向上のための研修等(第4条第2項)
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発(第4条第3項)
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究(第42条)
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進(第44条)

【参考】障害者虐待防止法～抜粋～

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(調査研究)

第42 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見の方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第44 条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

イ 国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています(第5条)。

【参考】障害者虐待防止法～抜粋～

(国民の責務)

第5条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

ウ 保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています(第6条第2項)。同項では、以下の関係者が規定されています。

・ 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体

・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています(第6条第3項)。さらに、以下の関係者については、それぞれの責務が規定されています。船橋市としては各関係機関へ法制度や、今後船橋市が果たすべき障害者虐待防止センターの機能を周知し、各機関が求められる役割や責務を明確にしていきます。

① 障害者福祉施設の設置者等

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置(第15条)

② 使用者

労働者の研修実施、苦情処理の体制整備等の使用者による障害者虐待防止のための措置(第21条)

③ 学校の長

教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第29条)

④ 保育所等の長

保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第30条)

⑤ 医療機関の管理者

医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置(第31条)

【参考】障害者虐待防止法～抜粋～

(障害者虐待の早期発見等)

第6条（略）

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第21条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第29条 学校……略……の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)

第30条 保育所等……略……の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第31条 医療機関……略……の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（3）船橋市の役割と責務

障害者虐待防止法では、市の役割は下記のとおり定められております。

ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議(第9条第1項)

- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保(第9条第2項、第10条)
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求(第9条第3項)
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請(第11条、第12条)
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限(第13条)
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保(第14条第1項・第2項)
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備(第35条)

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の事実確認等(→省令で定める)
- ② 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告(第17条)
- ③ 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使(第19条)

ウ 使用者による障害者虐待について

- 通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知(第23条)

エ 障害者虐待防止センターの機能と周知

市町村は、障害者福祉所管部局又は当該市町村が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにすることとされ(第32条第1項)、また、市町村障害者虐待対応協力者(基幹相談支援センターなど)のうち適当と認められるものに、市町村障害者虐待防止センターの業務の全部又は一部を委託することができる(第33条第1項)こととなっております。そこで船橋市としては「船橋市障害者虐待防止センター」を虐待防止法の施行にあわせ設置し、下記の委託可能な業務に関して委託します。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理(第32条第2項第1号)
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言(第32条第2項第2号)
- ③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発(第32条第2項第3号)

障害者虐待防止センターは、休日や夜間においても速やかに対応できる体制を確保することが必要とされていることから、障害福祉課及び、センターは通報等があった場合に、速やかに障害者の安全確認その他事実の確認、具体的な対応についての協議ができるよう、連絡体制を確保することが必要です。

障害者虐待防止センター等において、障害者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することも有効です。知的障害等により、わかりやすい説明が必要な障害者については、知的障害者等にとってわかりやすい障害者虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレットを活用して研修を行うことなどが考えられます。性的虐待の被害に遭った障害者の割合は、女性が高いことから、女性の障害者に対しては、性的虐待に関してどのような行為が性的虐待に該当するのか、性的虐待に遭いそうになった場合どのように対処したら良いのか、被害に遭ってしまった場合、誰にどのように相談したら良いのかなどを研修内容に取り入れることも検討します。

船橋市障害者虐待防止センターの役割

(1) 通報等の受付

- ① 養護者及び使用者による虐待は、虐待防止センターが、一義的な窓口として通報等を受ける。なお、施設従事者等による虐待は、障害福祉課の施設担当が通報等の窓口となる為、通報者に障害福祉課の連絡先を案内する。
- ② 最初に通報等を受けた時は、緊急性や虐待の有無等を的確に判断出来るように、できる限り具体的かつ詳細な聞き取りを行い、受付票[22頁参照]及びリスクアセスメント・チェックシート[33頁参照]を作成する。(生命に関わる負傷など、緊急性が高い場合は、警察署へ通報、救急車の要請等の必要な対応を行う。)
- ③ 養護者・施設従事者等・使用者以外の虐待は、その虐待対応の窓口となる機関等に繋ぐ、又は情報提供する。(例えば、教育機関は教育委員会、医療機関は保健所、老人福祉施設は高齢者福祉課、保育所所管課、放課後ルーム所管課、犯罪行為は警察署など ※組織改正により所管課が替わることがあります。)
- ④ 通報等を受けた後は、速やかに障害福祉課へ報告する。障害福祉課は、コアメンバー(障害福祉課長又は課長補佐いずれか1人、各係長いずれか1人、地区担当ケースワーカー、必要に応じて虐待防止センタ-職員)会議で、緊急性の有無(即時介入の必要性)を判断する。また、受付から48時間以内に、情報収集等に着手する。
- ⑤ 緊急性がある場合は、一時保護、短期入所等の障害福祉サービスの利用のほか、止むを得ない事由による措置を含めた対応を、コアメンバー会議で検討する。
- ⑥ 夜間・休日に通報等があった場合は、虐待防止センターの固定電話から専用の携帯電話に転送される為、24時間365日体制で通報等を受ける。

(2) 虐待の有無の判断

- ① 被虐待者の安否や事実確認のため、自宅訪問や来所依頼等により、被虐待者等と面談し、虐待発見チェックリスト[18頁参照]を作成する。
- ② 最初の安否や事実確認は、被虐待者との面談を原則とし、状況に応じて関係者(親戚・友人・民生委員・事業所など)からも情報を得るとともに、可能な限り虐待者にもアプローチする。
- ③ 被虐待者等の面談した結果を加味し、コアメンバーが、具体例[29頁参照]や虐待防止発見チェックリストを参考に、虐待の有無を判断する。
 - ・『虐待疑いなし』と判断された場合は、「さーくる」や「ふらつと船橋」等の相談機関に繋ぐなど、必要に応じて支援等を行う。
 - ・『虐待疑いあり』と判断された(又は判断に至らない)場合は、コアメンバー会議で支援方針を決定し、関係機関との調整や情報収集等を行う。

(3) 対応チームの編成

- ① 被虐待者の状況に応じ、関係機関等に連絡のうえ、情報収集を行うとともに、対応チーム(個別ケース会議)への参加を要請する。
- ② 虐待防止センター主催により、個別ケース会議を開き、具体的な支援方針や役割分担等を決定する。協議した内容及び支援経過を記録に残す。

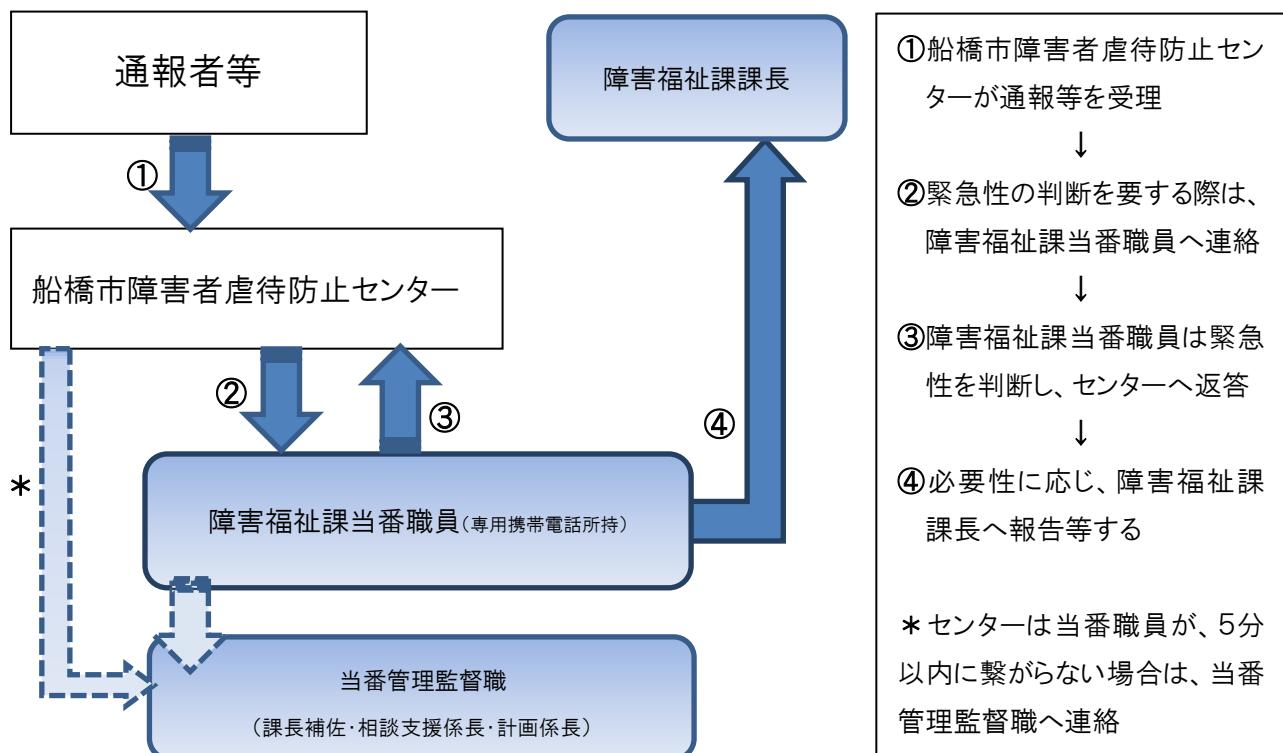
(4) 被虐待者の支援等

- ① 支援方針に基づき、関係機関との連携を密にしながら、引き続きの事実確認、被虐待者や養護者の負担軽減を図る支援、相談等を行うほか、状況に応じて見守り体制を構築する。
- ② 状況の変化等により、新たな課題が生じた場合などは、適宜、個別ケース会議を開き、支援方針の見直しや情報の共有化を図る。

(5) その他

- ① 虐待防止センターが受け付けした通報等の内容や件数等を記録・集計し、障害福祉課に報告。
- ② 虐待防止センターと障害福祉課は、定期的に運営会議を開き、課題・情報等を共有する。
- ③ 障害者虐待の防止・啓発のため、リーフレット等を作成するなど、関係機関等への周知に努める。
- ④ 困難事例は、障害者虐待防止対応連絡会議[13頁参照]に報告し、必要な助言等を受ける。

【オ】虐待防止センターからの緊急性判断に関する障害福祉課休日夜間の対応チャート



【カ】虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期に対応を行うには、関係機関との連携・協力体制の構築が重要です。当市では、「船橋市自立支援協議会(第1階層)」のもとに、弁護士や警察署等を構成委員とした「船橋市障害者虐待防止対応連絡会議(第2階層)」を設置し、『対応チーム(第3階層)』の困難事例に対する助言等を受けられる体制(=3階層構造)とします。船橋市障害者虐待防止対応連絡会議(以下、「連絡会議」)の役割等は、以下のとおりです。

なお、必要に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立相談支援事業」、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく相談窓口及び「障害者差別解消支援地域協議会」等とも連携していくことも有効です。

1. 連絡会議の役割

- (1) 障害者虐待に係る意見及び情報交換
- (2) 障害者虐待に係る関係機関との連携
- (3) 虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援
- (4) 障害者虐待の防止及び養護者支援に係る広報その他の啓発活動
- (5) その他障害者虐待の防止及び養護者支援に必要な事項

2. 構成委員

- (1) 弁護士 (2) 成年後見支援センター (3) 公共職業安定所 (4) 千葉県広域専門指導員
- (5) 警察署 (6) 保健所 (7) 地域包括ケア推進課 (8) 家庭児童相談室
- (9) 総合教育センター (10) その他

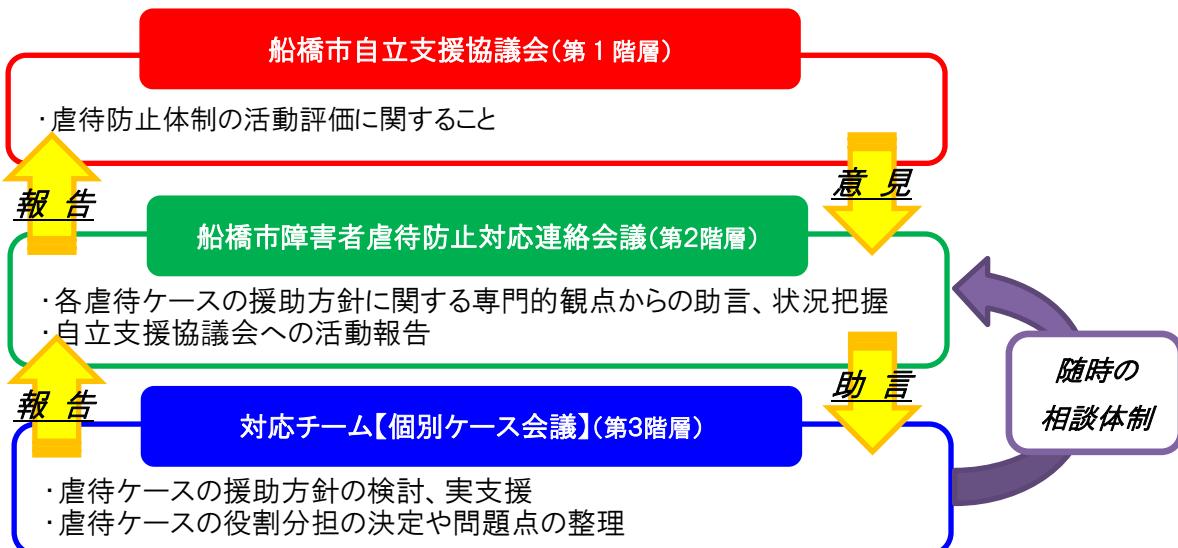
3. 会議に諮る虐待案件

- (1) 支援や事実確認が困難で、専門的見地から助言等が必要なケース
- (2) 障害者虐待にあたるか否かの判断が困難なケース
- (3) 長期に渡り、継続のままになっているケース(終結の判断が困難なケース)
- (4) 終結しているが、対応した内容の検証が必要なケース(報告事案) など

4. 開催頻度

3か月毎の定例会方式に加え、必要に応じて船橋市自立支援協議会(年3回)の開催日に、連絡会議に属する委員により、会議を開催する。(最大年7回)

【ネットワーク図】



キ 対応窓口の周知

市は、障害者虐待防止センター等の名称を明示等し、住民や関係機関に周知しなければなりません(第40条)。市では、船橋市障害福祉課及びセンターが、障害者虐待の通報窓口である事や、担当部局名・機関名、その電話番号、休日・夜間対応窓口を周知するため、下記のとおり対応窓口の情報を市広報、ホームページに掲載します。また、障害者虐待の要因は様々であるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあります。他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合も、速やかに担当窓口に連絡が入るように、内部機関(行政機関内及び関係機関の相談等窓口)で連携が行なえるよう周知を図ります。

○障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中(9時~17時)】 船橋市障害者虐待防止センター TEL047-401-8495/FAX047-401-8496

船橋市役所 障害福祉課 TEL047-436-2345/FAX047-433-5566

【休日及び夜間(上記以外の時間)】

船橋市障害者虐待防止センター TEL047-401-8495/FAX047-401-8496

Eメールアドレス harp-funabashi@iris.ocn.ne.jp

ク 障害者虐待以外の通報・届出への対応等

障害者虐待防止法では、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に通報義務が定められていますが、法第3条に定める「何人も障害者を虐待してはならない」の主旨に立ち返れば、それ以

外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合が考えられます。例えば、学校、保育所等、医療機関を利用する障害者が虐待にあった場合や養護者以外の第三者が障害者に対して虐待を行った場合、公共交通機関等で移動中の障害者に対して虐待が行われている現場を目撃したという通報等が想定されます。

そのような場合、通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に受け付けないという対応は当然するべきではなく、通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市の対応が求められます。

ケ その他(財産上の被害防止等について)

- ① 養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介(第43条第1項)
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求(第43条第2項)

(5) 都道府県の役割と責務

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使(第19条)
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表(第20条)

イ 使用者による障害者虐待について

- 使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告(第24条)

ウ 都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知

都道府県は、障害者福祉所管部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターの機能を果たすこと(第36条第1項)とし、その業務は次のとおりです。

- ① 使用者虐待に関する通報又は届出の受理(第36条第2項第1号)
- ② 市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助(第36条第2項第2号)
- ③ 障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介(第36条第2項第3号)
- ④ 障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等(第36条第2項第4号)
- ⑤ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供(第36条第2項第5号)
- ⑥ 障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発(第36条第2項第6号)
- ⑦ その他障害者虐待の防止等のために必要な支援(第36条第2項第7号)

エ その他

そのほか、都道府県は、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされています(第39条)。

II 養護者による虐待の防止と対応

1 虐待防止に向けた取組み

虐待は、発生してから対応する以前に、予防することが重要なため、以下の点に留意しながら、虐待防止に係る体制を整備します。

(1) 虐待に関する知識・理解の啓発

虐待は、重大な権利侵害であり、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが、虐待を防ぐ第一歩となります。また、虐待として顕在化する前に、虐待の前兆や芽に気が付くことも大切です。

広報・啓発する内容は、障害者虐待防止法のことや障害者に関する正しい理解等のほか、虐待発見者の通報義務や通報・相談窓口を周知し、虐待防止に繋げます。

具体的には、市広報紙やホームページ等で虐待防止センターを周知するほか、虐待防止に係るパンフレットを作成し、市内の関係機関・施設に配布すること等により、広く啓発を図っていきます。

【パンフレット配布先】

障害福祉サービス事業所(訪問系、日中系、就労系、入所系)、町会・自治会、民生委員、医療機関(病院、一般診療所、歯科診療所)、教育機関(小・中・高等・専門・大学校)、幼稚園・保育園、地区社会福祉協議会、庁内各課など

【広報・啓発のポイント】

- ① 障害者虐待は、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であること。
- ② 養護者自身に、虐待しているという認識がない場合もあること。
- ③ 虐待を受けている障害者自身が、虐待と認識できない、被害を訴えられない場合もあること。

(2) 養護者支援による虐待防止

在宅で養護者による虐待が起きた場合に、養護者を加害者としてのみに捉えがちですが、養護者自身が支援を必要としている場合もあります。

そのため、家庭や経済等の状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解したうえで、障害者や養護者等に対する支援を行います。

また、リスク要因を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所などの制度の活用など、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待を未然に防ぎます。

2 虐待の早期発見に向けた取組み

虐待が発生した場合には、問題が深刻化する前に発見し、支援につなげていくことが必要なため、以下の内容に取組みます。

(1) 通報義務の周知

障害者虐待防止法(第6条、第7条第1項)では、「障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、虐待の早期発見に努めなければならない」と規定し、また、「虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない」と規定しています。(18歳未満の障害者に対する養護者虐待に関する通報は、児童虐待防止法が適用されます。)

このため、地域住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。また、当事者が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えられるように支援します。

具体的には、市広報紙やホームページを活用するほか、パンフレットなどの作成により、広く地域住民や関係機関への周知を図ります。

(2) 虐待の早期発見

虐待を早期発見するには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。

そのため、障害福祉サービス利用者の場合は、障害福祉サービスを提供している事業所が、障害者の身体面や行動面、心理面での変化、養護者の様子の変化などを常に観察することが重要です。

また、船橋市自立支援協議会のもとに置く、虐待防止対応連絡会議を通じて、関係機関とのネットワークをつくり、地域の見守り体制を構築していきます。

なお、障害者や養護者等に虐待が疑われるサインがみられる場合は、積極的に相談に乗り問題を把握するとともに、早期発見のため、以下の「障害者虐待チェックリスト」を活用します。(障害者虐待防止法第8条では、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないと規定されています。)

障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても、本人にその自覚がない場合や、虐待されても障害者自らSOSを訴えないことがあるため、小さな兆候を見逃さないことが大切です。そのため、複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても、類似の「サイン」に注意深く目を向ける必要があります。

1. 身体的虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔、頭皮などに傷がある
- お尻、手のひら、背中などに火傷やその跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 関係機関の職員等への相談を躊躇したり、話す内容が変化し、つじつまが合わない

2. 性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 関係機関の職員等への相談を躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる

3. 心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

4. ネグレクト(放棄・放任)のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

5. 経済的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているなのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

3. 養護者による虐待が発生した場合の対応 ~Flowchart~

養護者による虐待は、原則、以下の手順に従い、対応するものとする。

1 通報等の受付(緊急性の判断)

- ① 虐待防止センター(又は障害福祉課)で通報等を受けた場合は、必要な情報等を聞き取り、受付票[22 リンク]を作成する。(リスクアセスメント・チェックシート[33 リンク]も活用する。)

☞ 養護者・施設従事者等・使用者以外の虐待は、以下の関係機関等に繋ぐ、又は情報提供する。

教育機関→教育委員会、医療機関→保健所、老人福祉施設→高齢者福祉課、保育所→保育所管課、放課後ルーム→放課後ルーム所管課、犯罪行為→警察署など ※組織改正により所管課が替わることがあります。

- ② コアメンバー^{※1}を編成し、緊急性の有無を判断する。また、通報等の受付から 48 時間以内に情報収集等に着手する。(土・日曜日等の閉庁日の通報も想定、かつ迅速な対応を図るため時間制限を設ける。)

☞ 夜間・休日も、専用携帯電話への転送により、虐待防止センターが通報等を受ける。[12 リンク]

※1【コアメンバー】… 障害福祉課長又は課長補佐うち1人、各係長うち1人、地区担当ケータイ・高齢者課長、虐待防止センター職員

《緊急性あり》

- ① 被虐待者の一時保護、短期入所等の利用ほか、措置入所を含め対応を検討する。
② 緊急性が高い場合は、速やかに警察署へ通報、救急車を要請等の必要な対応を行う。

《緊急性なし》

- 下記の「④虐待の認定」に進む。

* 虐待案件に精神障害者、高齢者、児童が含まれる場合は各関係機関に速やかに「通報連絡シート」の内容により情報提供等を行う。

2 虐待の認定

- ① 安否や事実確認のため、自宅訪問や来所依頼等により、被虐待者等と面談を行う。また、面談した結果を踏まえ、虐待発見チェックリスト[18 リンク]を作成する。

☞ 事実確認等は、被虐待者との面談を原則とし、状況により関係者(親類・民生委員・事業所など)を通じてアプローチする。何れも不調の際は、行政権限の立入調査[39 リンク]を検討する。

- ② 具体例[2 リンク]及び虐待発見チェックリストを参考に、虐待の有無を判断する。

《虐待疑いあり(又は判断に至らず)》

- ① コアメンバー会議で初期対応方針を決定し、関係機関との調整や情報収集等を行う。
② 下記の「③対応チームの編成」に進む。

《虐待疑いなし》

- ① 虐待対応としては、終結とする。(下記の「⑤ 虐待の終結」に進む。)
② 他の相談機関(さーくる・ふらっと船橋等)に繋ぐなど、必要に応じて支援を行う。

3 対応チームの編成

- ① 被虐待者の状況に応じ、以下の関係機関等に協力依頼のうえ、対応チーム^{※2}を編成する。

精神障害者→保健所、高齢者→地域包括支援センター、障害児→家庭児童相談室・児童相談所、DV 被害者→女性相談室、警察署・学校・医療機関・民生委員・障害福祉サービス事業所など

- ② 対応チームによる個別ケース会議を開き、支援方針や役割分担等を決定する。

※2【対応チーム】…コアメンバーに、虐待対応に必要な関係機関を加えたチーム

4 被虐待者の支援等

- ① 支援方針に基づき、被虐待者や養護者の支援ほか、引き続き事実確認等を行う。
② 新たに協議事項等があれば、適宜、個別ケース会議を開き、課題や情報の共有化を図る。
☞ 対応困難な場合は、障害者虐待防止対応連絡会議[13 リンク]に報告し、アドバイス等を受ける。

5 虐待の終結

- ① 虐待行為の解消、又は虐待がないと確認した場合、個別ケース会議等で、終結と判断する。
② 虐待以外の部分で、引き続き支援等を必要とする場合は、他の相談機関に繋ぐ等する。

(1) 相談、通報及び届出の受付

ア 相談、通報及び届出の受付時の対応

虐待に関する相談や通報等を受けた職員は、以下のとおり虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取します。

第一報で把握した情報が、緊急性の有無などの判断の根拠になるため、あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的かつ的確に内容を聴取します。

① 虐待の状況

- 虐待の種類や程度
- 虐待の具体的な状況
- 虐待の経過
- 緊急性の有無

③ 虐待者と家族の状況

- 虐待者の状況、虐待者と障害者の関係
- その他の家族関係

② 障害者の状況

- 障害者本人の氏名、居所、連絡先
- 障害者本人の心身の状況、
意思表示能力

④ 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- 障害福祉サービス等の利用の有無
- 家族に関わりのある関係者の有無

⑤ 通報者の情報

- 氏名、連絡先、障害者・養護者との関係等

通報者が焦って連絡している場合は、まず、安心感を与えて落ち着かせることが重要です。

その上で、必要な事項をできるだけ詳細に聞き取り、また、相談者が虐待という言葉を使わなくても、障害者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合は、その後の対応を念頭に置き相談を進めます。（匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聞く必要があります。）

これら一連の受付事務を円滑に行うために、以下のとおり「障害者虐待に関する相談・通報・届出受付票」を使用します。

養護者虐待用

ケース番号 _____
 対象者氏名 _____

平成 年 月 日 作成
 平成 年 月 日 修正
 E-02-04-030
 対象事業 障害者虐待通報等対応綴

【虐待防止センター 虐待に関する届出受付票】

【初動の判断】通報日 年 月 日 時 分

対応決定日 年 月 日 時 分

緊急性の有無	・緊急性あり ・緊急性なし	分離の有無	・ あり ・ なし
虐待の疑い	・虐待疑いあり ・虐待疑いなし		
虐待の種別	・身体 ・心理 ・放棄放任 ・経済 ・性的 ・その他		

【コアメンバー対応方針決裁】

対応方針決裁欄	課長	補佐	係長	CW班長 担当CW
---------	----	----	----	-----------

虐待防止センター 職員

【担当 CW】

【コアメンバー氏名】

1. 2. 3. 4.

【対応方針】

【最終判断】

虐待の対応状況	・虐待と認定 ・虐待に該当なし ・虐待の判断をしない
虐待の種別	・身体 ・ 心理 ・ 放棄放任 ・ 経済 ・ 性的 ・ その他

終結決定日	年 月 日			センター職員	
対応方針 決裁欄	課長	補佐	係長	CW班長	担当CW
【終結とする理由記述】	虐待防止センター				
連絡会議対応状況	・身体 ・ 心理 ・ 放棄放任 ・ 経済 ・ 性的 ・ その他				

ケース番号 _____
対象者氏名 _____

平成 年 月 日 作成
平成 年 月 日 修正

E-02-04-030

対象事業 障害者虐待通報等対応綴

【本人の状況】

氏名		性別	男・女
生年月日	M.T.S.H	年齢	歳
現住所	船橋市		
障害種別	・身体 　・知的 　・精神 　・難病 　・その他()		

【世帯構成】

氏名	障害	続柄	年齢	同居・別居	備考
				同・別	

【世帯構成等】

(家族状況)	(エコマップ)
※□男○女 (本人○ 虐待者 網掛け)	

【通報・届出の内容】

--

ケース番号
対象者氏名

平成 年 月 日 作成
平成 年 月 日 修正

E-02-04-030

対象事業 障害者虐待通報等対応綴

【通報・相談の内容】

通報日時	平成 年 月 日 時 分	センター対応者	
相談者・通報者			
住所または所在			
電話番号			
本人との関係	本人 ・ 事業所() ・ その他()		

【本人の状況】

住民票登録住所	同 ・ 異(住民票の住所)				
電話番号		その他連絡先			
障害者手帳 有無	・あり ・ なし ・ その他				
身体障害	級 障害部位				
知的障害	・Ⓐ・ Ⓛの1・Ⓐの2 ・Aの1 ・Aの2・ Bの1 ・ Bの2				
精神障害	級 診断名	・精通院			
難病患者	疾患名:				
行動障害の有無	あり(区分3、8点以上) ・ なし (認定なし) ・ 不明				
障害程度区分	1・2・3・4・5・6・非該当・未申請・不明				
利用サービス	障害福祉サービス				
	その他のサービス				
	計画相談事業所				
成年後見人の有無	あり なし				

【虐待者の状況】

氏名		性別	男 ・ 女
生年月日	M.T.S.H	年齢	歳
現住所			
電話番号		その他連絡先	
本人との同居	同居 ・ 別居 ・ その他	職業	
続柄	・親(父・母)・配偶者 ・ 子 ・ 子の配偶者 ・兄弟姉妹		
	・その他()		
	・不明		

ケース番号
対象者氏名

平成 年 月 日 作成
平成 年 月 日 修正
E-02-04-030
対象事業 障害者虐待通報等対応綴

関係機関の連絡欄 保健所 家庭児童相談室 女性相談室 包括支援センター
医療機関 相談支援事業所 サービス提供事業所 その他

【通報・相談の内容及び経過】

日付	対応者	内容

イ 個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律第69条では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならない旨が規定されています。

しかし、障害者虐待事案への対応では、人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合などは、「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」と解され、当該障害者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もあります。

※ 職員等の守秘義務

障害者虐待防止法第8条では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた職員等は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない旨が規定され、守秘義務が課されています。

また、障害者虐待防止法第33条第2項では、虐待防止センターの職員も同様に、正当な理由なしに委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない旨とともに、同法第33条第3項では、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています。(同法第45条では、第33条第2項の規定に違反した場合、罰則も課されています。)

【参考】個人情報の保護に関する法律～抜粋～

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不當に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(2) 対応方針の判断

ア 初動対応の決定

通報等を受けた時は、直ちに「①虐待の疑いがあるか、②緊急対応が必要か」を判断します。

これらは、受付者個人ではなく、受付記録を基に「コアメンバー」によって組織的に対応します。

ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼などに関する今後の対応方針や役割分担当等を決定します。(なお、コアメンバーによる会議の記録については、以下の「障害者虐待対応会議録～コアメンバー会議用～」の様式を活用します。)

○ 通報者への報告

通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。通報者に協力を求める場合は、通報者に守秘義務はないため、通報者への報告は慎重に行います。ただし、虐待の通報をした人の中には、通報後も被虐待者を心配している方もいるため、問い合わせがあった場合は、関係機関がきちんと対応している旨を知らせ、通報者が安心できるよう配慮します。

イ 緊急性の判断について

初動対応のための緊急性の判断について、受付記録の作成後(場合によっては受付記録の作成に先立ち)、直ちに通報等の受付者が対応決定権限者に報告し、判断を行います。

① 緊急性判断の留意事項

緊急性の判断に当たっては、過去の通報や支援内容などに関する情報の確認、虐待の状況や障害者の生命や身体への危険性をよく検討するとともに、養護者への支援を意識しつつ、障害者の安全確保が最優先であることに留意します。

【参考】緊急性が高いと判断できる状況(例)

- 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・器物(刃物、食器など)を使った暴力や脅しがある
 - ・「うめき声が聞こえる」など
- 障害者本人が明確に保護を求めている

② 緊急性の判断後の対応

● 緊急性が「ある」と判断したとき

障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があるため、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

○ 緊急性は「ない」と判断したとき

緊急性がないと判断できる場合は、その後の調査方針と担当者を決定します。情報が不足するなどから緊急性がないと確認できない場合には、障害者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

(3) 虐待の疑いについて事実確認

ア 事実確認の必要性

虐待に関する通報等がされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行います。

事実確認に当たっては、虐待を受けている障害者の安全確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで、将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

訪問などによる事実確認の他、関係課、障害福祉サービス事業所、民生児童委員など当該障害者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障害者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。その際、虐待を受けている障害者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報だけではなく、将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わるため、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することが重要です。

イ 事実確認で把握・確認すべき事項

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。

また、通報等の受付と同様に、あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認します。また、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を確認します。

【把握・確認すべき事項】

① 虐待の状況

・虐待の種類や程度、虐待の具体的な状況、虐待の経過などをできるだけ詳細に記録。

② 障害者の状況

・安全確認…関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認。(緊急保護の要否を判断する上では、障害者の心身の状況を直接観察する事が有効。)

・身体状況…傷害部位やその状況を具体的に記録。慢性疾患の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等。

・精神状態…虐待による精神的な影響が表情や行動に表れる可能性があるため、様子を記録。

・生活環境…障害者が生活している居室等の生活環境を記録。

③ 障害者と家族の状況

・人間関係…障害者と養護者・家族等の関わり方等を把握。

・養護者や同居人に関する情報(年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関係等。)

④ 障害福祉サービス等の利用状況

※ 障害者に対する虐待行為が犯罪行為に該当する場合や障害者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合などは、警察署との連携・情報交換が必要です。

ウ 関係機関からの情報収集

通報等がされた障害者や養護者・家族の状況を確認するため、関係課、民生委員や医療機関、障害福祉サービス事業者などから、以下の点に留意しながらできるだけ多面的な情報を収集します。

① 収集する情報の種類等

関係機関からは障害者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要です。

具体的には、以下のような情報を関連機関から収集することが考えられます。

【関係機関から収集する情報の種類等】

- ・家族全員の住民票(同居家族構成の把握)
- ・戸籍謄本(家族の法的関係や転居歴等)
- ・生活保護受給の有無(受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に生活支援課と連携を図る。)
- ・障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所などからの情報
- ・医療機関からの情報
- ・警察署からの情報
- ・民生児童委員からの情報

② 情報収集する際の留意事項

関係機関から情報を収集する際には、以下の点について留意します。

- ・障害者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限(同法第23条)の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業者等との契約において包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合には、その旨を説明します。
- ・情報収集とともに協力を依頼する場合など、通報内容に関する情報提供が必要なこともありますが、その情報の取り扱いについては慎重にするよう注意を喚起します。

工 訪問調査

虐待の事実を確認するために、障害者の自宅を訪問等し、障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握します。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、事前に訪問が拒否されることが予想されるような場合もあります。

一度拒否された場合には、その後の支援も受け入れなくなるおそれがあるため、このようなときは、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集を行うなどして、円滑に調査が行えるようにします。

(訪問調査を行う際の留意事項)

① 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- ・職務について……担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について……調査する内容と必要性に関する説明
- ・障害者の権利について…障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明

④ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分に配慮します。

- ・身体状況の確認時……性的虐待や衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する。
- ・養護者への聞き取り…第三者のいる場所では行わない
- ・訪問調査→措置入所時…養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところ。

⑤ 柔軟な調査技法の実施

養護者自身が援助を求めている場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合には、養護者の行っている行為が虐待にあたるとして毅然とした態度で臨むことも必要となります(受容的な態度で接する必要がある場合と毅然とした態度で接する必要がある場合の対応者を分けることも考えられます)。調査に当たっては、障害者や養護者の状況を判断しつつ、障害者の安全確保を第一に置きながら、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。虐待を受けた障害者への聞き取り調査は、第三者に話の内容が聞かれることがないよう、本人が安心して話すことが出来る環境に配慮する必要があります。また、面接により事実確認を行う場合、質問の仕方によっては答えを誘導してしまうことが知られています。特に、知的障害者の場合、誘導の影響が大きくなることが明らかになっているため、面接に関する専門的な研修を受講し、知的障害者からの聞き取り調査について基本的な知識や経験を身につけておくことが必要です。

⑥ 調査の継続性の確保

調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化しています。担当者は、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

(事実確認と情報収集のポイント)

① 自宅を訪問する場合

- ・一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
 - ・本人と虐待者は別々に対応する。(できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。)
 - ・事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。
 - ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ※ 虐待通報を受けての通報であることを明示する方が良い場合もあります。
- ・プライバシー保護について説明する。

② 収集した情報に基づいて確認を行う

- ・介護者の介護負担をねぎらいながら、問題と一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・関係者から広く情報を収集する。(家の状況、居室内の状況、本人の様子など)

③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・緊急分離か見守りか
- ・一時分離かサービス提供、家族支援か。
- ・介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・病院か施設か。
- ・自分の価値観で判断せず、組織的に判断しましょう。

オ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の一つであり、障害者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処します。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなります。緊急な介入が必要となる障害者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

① 関わりのある機関からのアプローチ

当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、障害福祉サービス事業所職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると思われます。

② 医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病があつたり体力の低下などが疑われる場合には、医療機関に協力を仰いで、その後の対応を検討することが必要なときもあります。また、障害者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

③ 地域関係者との連携

親族、知人、地域の関係者からのアプローチ養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのつてもらいながら、障害者や養護者等の状況確認をしてもらうなどの方法も考えられます。

(4) 支援並びに対応の決定・実施

訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認後、必要に応じて対応チームを再編成し、実支援方針や支援者の役割等を決定します。

なお、実支援方針等を検討する際は、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面から支援されるよう検討します。（障害者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重することも重要です。）

ア 個別ケース会議の開催

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する実支援方針やその内容、各機関の役割、連絡体制等について協議したり、情報を共有する場です。（なお、個別ケース会議の記録については、「障害者虐待対応会議記録～個別ケース会議用～」の様式を活用します。）

（個別ケース会議の業務）

- 関係機関への参加要請
- 事案のアセスメント
- 支援方針の協議
- 支援内容の協議
- 役割の明確化
- 連絡体制の確認
- 支援計画の作成
- 会議録の作成

イ 支援の必要性の判断

対応方法を検討する際は、障害者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めます。虐待の程度を把握し、今後の進行を予測するなど、様々な視点から検討し、個別ケース会議によるアセスメントを行い、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援）を判断します。

状況によっては、緊急保護を行い、それ以外の場合は相談支援や養護者の支援などにより虐待の解消を図ります。虐待の事実がないと判断された場合も、必要に応じて支援や見守り体制などを検討します。

これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として対応します。（以下の「障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート」を活用）

また、立入調査についても、個別ケース会議において、状況に応じて判断します。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられるため、早期かつ適切に判断し対応します。

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

氏名		担当者・機関	判定年月日	年　月　日	
I. 虐待の程度 (「状況」欄:該当する…○、疑い…△、不明…?)					
I-1 現在の虐待の状況				状況	特記事項
最 重 度	身体的虐待	身体のいすれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある		※緊急性(高)	
		健康に有害な食物や薬物を与えられている			
		本人の自殺企図		※緊急性(高)	
		一家心中（未遂も含む）		※緊急性(高)	
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている			
	法定の労働安全・衛生の遵守されていない職場で働くされている				
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある		※緊急性(高)	
		潰瘍や褥瘡が悪化している			
		口腔内の出血・腫れ			
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない			
生命にかかる医療拒否がある（宗教やオカルトを理由とする場合も含む）			※緊急性(高)		
性的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている				
	性風俗業で働くことを強要されている				
	性感染症に罹患している				
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている				
	悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている				
	最低賃金以下で働くされている				
重 度	身体的虐待	身体のいすれかの部位に、通院を必要とする外傷・骨折・火傷がある			
		外出・通信が著しく制限されている			
	ネグレクト	著しい体重の増減がある			
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある			
		家族と同居しているが、実質的な世話・介護者はいない			
		必要な福祉サービスを受けることができない			
		必要な医療を受けることができない			
		医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている			
	心理的虐待	本人が家出・徘徊をしても放置するか、無関心である			
		家族の自殺企図			
性的虐待	家族や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される				
	性的ないやがらせ、はずかしめを受けている				
	障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く				
経済的虐待	本人名義の預貯金・資産が本人の了解なく家族・他者に管理されている				
	遺産相続等で差別的な扱いを受けている				
	悪徳商法の業者に接近されている				
中 度	身体的虐待	通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある			
		繰り返し傷・あざがある			
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている			
	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある			
		必要な医療を受けることを制限されることがある			
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある			
本人がしばしば欠席・欠勤していても連絡してこないか、無関心である					

中 度	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ている		
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める		
		養護者から強い拒否感の訴えがある		
輕 度	性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じられている		
		他者からの窺視や不自然なアプローチを受けている（関係妄想と区別する）		
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える		
		周囲の人間からお金をたかれている		

I - 2 過去の不適切な状況		状況	特記事項
重 度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある	
		養護者から暴力を振るってしまうとの訴えがある	
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある	
		本人・周囲ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない	
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている	
		家族の間にけんかや争いごとがしばしば起きる	
		養護者からの拒否感の訴えがある	
中 度	性的虐待	性風俗業で働いた経験がある	
		虐待による通院歴がある	
		不安定な性的交友関係の継続的経験がある	
輕 度	性風俗業	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある	
		虐待の通告歴がある	
		本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある	

I - 3 本人と虐待者の距離・パワーバランス		状況	特記事項
本人と虐待者は同居	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
本人と虐待者は日中ほとんどを共有	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
虐待者とはたまに会う関係	虐待者は一人（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		
	虐待者は複数（身近に虐待を抑止できる人が：いる　いない）		

各項目に現れない特記事項	

判 定						
I - 1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I - 2 過去の不適切な状況		重度	中度	軽度	問題なし	不明
I - 3 距離・パワーバランス	虐待は抑止できない	工夫次第で抑止可能	虐待は抑止できている			不明
I - 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

II. 本人の状況 (「状況」欄:該当する…○、疑い…△、不明…?)

II-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足		状況	特記事項
身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱		
	外傷 火傷 痒(部位:)		
	虫歯 口腔内疾患		
	褥瘡 皮膚疾患		
	性感染症		
	その他の疾患		
生活状況	不潔 异臭 口臭 髪のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ		
	大食い 盗み食い 偏食		
	睡眠のリズムの乱れ 不眠 睡眠不足		
情緒	攻撃的 衝動的 怒り 亂暴 (他者に 動物に)		
	怯え (顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする)		
	抑うつ (表情が乏しい マスクをかぶったような笑い)		
	とじこもり ひきこもり		
	べたべた甘える		
アディクション (嗜癖・依存)	(家 職場 施設 その他)のことを話したがらない		
	アルコール 麻薬 覚せい剤 その他の薬物		
反社会的・脱社会的行動	ギャンブル 買い物 异性関係		
	希死念慮 自殺企図		
	家出の訴え 家出企図 徘徊		
	万引き 窃盗		
社会生活上の問題	不純異性行為		
	通勤・通所の不安定 (欠勤 欠席 遅刻 早退)		
	孤立 (家 職場 施設等 その他)		
II-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足			
主たる障害以外の病歴	疾病名()	・	歳頃)
	疾病名()	・	歳頃)
	疾病名()	・	歳頃)
現在の養護者との別居歴 ()			
現在の配偶者との別居歴 ()			

各項目に現れない特記事項

評定				
II-1 現在の状況	重度	中度	経度	問題なし
II-2 リスクの要因	重度	中度	経度	問題なし
II. 本人の状況	重度	中度	経度	問題なし

III. 虐待者の状況 (〔状況〕欄:該当する…○、疑い…△、不明…?)		状況	特記事項		
III-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足					
疾患・障害の有無	認知症 足腰の弱り				
	精神疾患 精神障害 ()				
	身体障害 知的障害 発達障害				
	その他の疾患 ()				
情緒・性格	攻撃的 暴力的 威圧的言動				
	衝動的 感情の高ぶりを抑制できない				
	強迫的 束縛的言動 (○○しなさい、○○でなければならない)				
	認知の歪み (自分勝手な受けとめ方、思い込み、自分の考えへの強い執着)				
	共感性の欠如 (相手の気持ちや立場を理解できない)				
	孤立 非社会的 対人関係の困難が高い				
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物				
	ギャンブル 買い物 異性関係				
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図				
	家出企図 徘徊				
	万引き 窃盗				
	福祉サービスの利用・介入に拒否的である				
本人との親密さ・関係性	拒否 (嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別)				
	諦観 (本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている)				
	無関心 (注意を向かない)				
	支配・執着 (思い通りにコントロールしようとする)				
	過度の要求 (強迫的な課題・役割の押しつけ)				
虐待の認識	依存 (ひたすら本人のために献身していないと不安になる)				
	否定 (していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る)				
同居者・同僚・身近な人の態度	正当化 (行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する)				
	同調 (虐待行為を容認し加担する)				
	黙認 (虐待行為を知っているが、止めさせようとしてしない)				
	観客 (虐待行為を容認し、面白そうに見ている)				
	回避 (虐待行為の事実そのものにきづかないふいをする)				
III-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足					
被虐待・被DV歴	誰から (• 歳頃)				
	誰から (• 歳頃)				
虐待・DV歴	誰に (• 歳頃)				
	誰に (• 歳頃)				
各項目に現れない特記事項					
評定					
III-1 現在の状況	重度	中度	経度	問題なし	不明
III-2 リスクの要因	重度	中度	経度	問題なし	不明
III. 虐待者の状況	重度	中度	経度	問題なし	不明

IV. 家族の状況 (「状況」欄：該当する…○、疑い…△、不明…？)			
IV-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、（）内は具体的補足		状況	特記事項
家族関係	高い感情表出を伴う関係 ・批判的・干渉的コメントが多い ・けんか・腰や敵意ある相互の言動が目立つ ・大きな感情のもつれ・感情の巻き込みが多い		
	束縛的なルールの強制 ・外出・通信の制限 ・柔軟性と合理性にかける家族内の役割の強制		
	ひとり親家庭 内縁者の同居・出入り		
経済的問題	失業中（求職中 就職をあきらめている 求職の意思はない）		
	不安定就労（不定期就労 日々雇用 休職中）		
	多額の負債		
	光熱水費・電話代・家賃の滞納		
生活環境	本人の障害年金が家族の生計費に重みをもっている		
	準要保護 生活保護（申請中 受給中）		
	不衛生（異臭、室内にゴミ散乱）		
関係機関の受け入れ	家事が実質的に當まらない（食事、洗濯、入浴、掃除）		
	拒否・抵抗（接触を拒む、電話・訪問に応じない、根深い不信）		
	接触困難（連絡が取れない、応答がない）		
関係改善の仲介者	社会的孤立（近隣や友人、当事者組織との交流がない）		
	本人と虐待者との関係改善を仲介できる第三者の存在 (あり：親族・知人、なし)		

各項目に現れない特記事項

評定	重度	中度	経度	問題なし	不明
IV. 家族の状況					

認定シート

氏名		評定協議した機関・チーム
評定日	年 月 日	

*評定は単独の職員によるものではなく、複数の職員等で行い、組織的に協議して実施すること。
チェックシートにあるか否かのみだけではなく、現在の状況を総合的に勘案し、虐待案件かを判断すること。

A. 事実確認の経過記録

	実施年月日	実施機関	担当者指名(必ず複数)	方法
最初の安全確認	年 月 日			
事実確認 ①	年 月 日			
事実確認 ②	年 月 日			
事実確認 ③	年 月 日			

B. 最終決定

I. 虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
II. 本人の状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明
III. 虐待者の状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明
IV. 家族の状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明
介入の緊急度	非常に高い (取り急ぎ介入)	やや高い (落ち着いて介入)	譲許の推移次第 (様子を見て介入)	やや低い (あまり介入の必要はない)	低い (介入は不要)	
支援の必要度	本人 (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要性 (部分的でインテンシブな支援)		通常の支援 (通常支援の範囲内)	
	家族 ()	非常に高い (全面的な多くの支援)	やや高い (多くの支援)	ターゲットを絞った支援の必要性 (部分的でインテンシブな支援)		通常の支援 (通常支援の範囲内)

C. 支援の利用状況

--

D. 虐待対応チーム

ケースマネジメント機関	
現在の虐待対応チームの構成	
新たに加えるべき機関	

E. 当面する支援の重要性

順位	支援課題	対応方法
1		
2		
3		

ウ 個人情報の取扱い

具体的な支援を検討する個別ケース会議等では、虐待を受けているおそれがある障害者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要があります。(一方で、障害福祉サービス事業所は、指定基準において秘密保持の義務が課せられており、情報共有の必要性との間で調整が必要)

個人情報の保護に関する法律第69条においては、個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」を挙げており、障害者虐待においては、この例外規定によって守秘義務が解除されていると考えられます。(但し、共有する情報は必要最小限にするなどの配慮が必要)

(5) 立入調査

ア 立入調査の法的根拠

障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき、船橋市は虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます(第11条第1項)。(立入調査は、第32条に規定する船橋市障害者虐待防止センターの業務には含まれないため、船橋市障害福祉課職員が行う)

また、立入調査の際は、障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、警察署に対して援助を求めます(第12条)。なお、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとされています(第46条)。

イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合も、関係者へのアプローチなどで必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ障害者の安否が気遣われるようなときは、立入調査権の発動を検討します。その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となります。立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重大性があるとともに、養護者の協力が得られない場合であり、以下のような例があります。

(立入調査が必要と判断される状況の例)

- 障害者の姿が長期に確認できず、養護者が訪問に応じない等、接近する手がかりを得ることが困難
 - 障害者が居所において物理的、強制的に拘束されている
 - 団体や個人が、障害者の福祉に反する状況下で障害者を生活させたり、管理している
 - 虐待歴や援助の経過がある等、虐待の蓋然性が高いにも関わらず、養護者が障害者に会わせない
 - 障害者の不自然な姿、怪我、栄養不良、泣き声等が確認されるも、養護者が他者との接触に拒否的
 - 入院や医療処置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっている
 - 入所施設等から無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念される
 - 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念される
 - 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要
- ※ その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにも関わらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難なときに、立入調査が必要です。

ウ 立入調査の実施体制

立入調査の実施にあたっては、予測される事態に備え、複数の障害福祉課職員を選任し、必要に応じて、入院等の必要性を的確に判断することのできる医療職との連携を図ります。

また、障害者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定があり、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めます(第12条第2項)。

養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合に、警察署に援助依頼を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行います。

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所と連携し、事前の情報によっては入院を要する事態も想定のうえ、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行います。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めるにも有効な場合がありますが、いずれの場合でも事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定し柔軟な役割分担を決めておく事が必要です。

エ 立入調査の実施方法の検討

① 立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断します。例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていません。このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備(例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等)を綿密に行うことが必要です。

② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。

③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討します。

オ 立入調査の留意事項

① 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。(第11条第2項)

② 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、障害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

③ 保護の判断と実行

障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無等を観察し、必要に応じ医療職と連携を図ります。障害者から話を聞ける場合は、養護者から離れた場所で聴取します。居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑である等の特徴的な様相があれば、障害者の同意を得て写真等を含めて記録します。障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断し、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときは、緊急入院や法に基づく措置により、緊急に障害者と養護者を分離しなければならない旨を伝え、養護者の意思に反する場合も実行に踏み切ることが必要です。

④ 緊急の障害者と養護者の分離が必要でないと判断したとき

緊急に障害者と養護者とを分離する必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかつたということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行います。なお、緊急の対応が

不要になっても、障害者及び養護者が支援を要すると判断する場合は、継続的に関わりを持ちます。各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗る旨を伝え、支援につなげやすくなります。

身分証明書

<p>証 票</p> <p>第 ○○号 平成○○年○月○日交付</p> <p>所 属 障害福祉課</p> <p>氏 名 ○○ ○○</p> <p>上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">船橋市長 ○○ ○○ 公印</p>
<p>(裏 面)</p> <p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (通報等を受けた場合の措置)</p> <p>第九条 … 略</p> <p>(立入調査)</p> <p>第十一条 … 略</p>

力 調査記録の作成と関係書類等の整備

- ① 立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- ② 関係書類については、障害者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

(6) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くことが予測されると判断された場合は、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最も重要なため、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに医療機関や必要が認められる時は警察に通報します。

ア 障害者の保護(養護者との分離)

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などは、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

① 迅速な対応

事案によっては可能な限り速やかに障害者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間も、その体制の中で、可能な限り速やかに対応できるようにします。

② 保護・分離の要否の判断

障害者の保護・分離の必要性は、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断します。また、その判断は担当者個人ではなく、個別ケース会議等を通じ、関係者との協議を行うなど、できる限り客観的かつ慎重に判断します。

③ 保護・分離の手段

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用(短期入所、施設入所等)、やむを得ない事由等による措置(施設入所、短期入所等)、医療機関への一時入院等の方法があります。(障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討)

イ やむを得ない事由による措置

(ア) やむを得ない事由による措置を行う場合

保護・分離の一手法として、法に基づく船橋市長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対し、船橋市長が職権により障害福祉サービスを利用されることです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置を講じることが規定されています。また、当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています(第9条第2項)。

(イ) 虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、船橋市は、養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています(第10条)。具体的な対応としては、緊急一時避難用の居室を確保するほか、障害福祉サービス事業所との連携により、(法に基づく措置を含め)短期入所や施設入所等に繋げます。

また、指定障害者支援施設等及び指定障害福祉サービス事業等の運営基準によって定員の遵守が定められていますが、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではないとされていること、報酬告示においてその場合は定員超過に該当する場合の減算を算定する利用者数から除外する規定が置かれていること、知的障害者福祉法第21条及び身体障害者福祉法第18条の2において、やむを得ない事由による措置による委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないと定められているについても説明し、協力を要請することが考えられます。

(ウ) 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由に

よる措置」が採られた場合、船橋市や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるとされています(第13条)。

① 面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障害者への面会申し出があった場合は、障害者本人の意思を確認とともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、個別ケース会議等において協議し、面会の可否に関する判断を行います。その際には、障害者の安全を最優先することが必要です。面会できる状態と判断された場合でも、施設職員や障害福祉課職員が同席するなど、状況に合わせて対応します。

② 施設側の対応について

障害者支援施設等の長が面会を制限することを考えている場合は、事前に障害福祉課と協議します。

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を探る場合には、障害福祉課は施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示しておきます。(措置の継続中は、障害福祉課と施設等が定期的に協議し、障害者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認)

③ 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた障害者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合は、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていませんが、養護者と面会することによって障害者の身心の安全や権利が脅かされると判断する場合は、養護者に対して障害者が面会できる状況がない旨を伝え、説得するなどの方法で面会を制限が必要となります。

④ 施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合は、養護者による虐待を防ぐための対策を講じることが必要です。場合によっては、関係機関と連携し、日常生活自立支援事業(ふなばし高齢者等権利擁護センター『ぱれっと』)や成年後見制度の活用等につなげます。

(エ) 措置後の対応

やむを得ない事由による措置により障害者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とします。

施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障害者に対する精神的な支援は非常に重要です。

また、保護された障害者が特に介護の必要がなく自立している場合などには、障害者施設の環境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り障害者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障害者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

養護者に対しても、保護した障害者と同様に精神的な面での支援が必要な場合もあるため、分離後も継続的に養護者からの相談を受けることも必要です。(場合によっては、経済的問題についての相談機関を紹介するなども考えられる)

(オ) 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障害者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

① 自立した生活に移行する場合

保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後には地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

② 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等へのフォローが必要です。

③ 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合等が考えられます。なお、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、少人数集団での支援が望ましい等障害者本人の状況に応じてグループホーム・ケアホームへの移行を検討した方がよい場合があります。

(7) その他の障害者支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることが重要です。(障害者虐待防止法第41条では、国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとすることとされています)

○ 適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。(医療機関への受診が必要な場合には、医療機関について情報提供し、診断・治療につなげます。)

経済的な困窮がある場合には、生活保護を担当している生活支援課、就業が必要な場合には、ハローワーク等と連携して対応します。

○ 住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

虐待を受けた障害者が、虐待した養護者から身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基

本台帳の閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるダメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置」により、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（高齢者虐待、障害者虐待の被害者も該当）についても、申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第12条第6項）があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。虐待被害者の保護を図る観点から、これらの措置を探ることが考えられます。

○年金搾取等の事実確認のための年金

養護者等が障害者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、障害者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られていますが、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました（平成26年10月1日施行）。

○年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、配偶者からの暴力（DV）被害者のうち支援機関等が発行する証明書（※）を所持する方については、本人の希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組（以下「秘密保持の手続」という。）を行ってきましたが、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続を希望する声が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行うことになりました。（平成27年7月から取扱開始）

（新たな対象者）

秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者

（例1）親からの暴力を受けているため避難をしており、住所を親に隠す必要がある子ども

（例2）老齢・障害基礎年金を家族等から不正に搾取されているといった経済的虐待を受けている高齢者・障害者

（秘密保持の手続による対応内容）

①基礎年金番号を別の番号に変更する

②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

（※）婦人相談所や福祉事務所等にある配偶者暴力相談支援センターが発行するDV被害者の保護に関する証明書、裁判所が発行する保護命令に係る書類、住民基本台帳事務における支援措置申出書の写しなど支援機関等が発行する証明書を指します。

(8) 養護者(家族等)への支援

ア 養護者支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています(第14条第1項)。

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。障害者に重度の障害があつたり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援をする障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防することができると考えられます。虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。

養護者に対する支援を行う際には、以下の視点が必要です。

① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するよう努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障害者に重度の障害があり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかつたり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関等に繋ぎます。

(養護者からの不当な要求があつた場合の対応)

養護者による障害者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。(例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨む、職員一人で対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて法曹関係者の助言を仰ぐ、などの対応が重要)

イ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

① 法的根拠

障害者虐待防止法では、船橋市は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るために、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています(第14条第2項)。

障害者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障害者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などは、対応を検討します。

② 居室の確保策

障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、短期入所するための居室の確保が考えられます。

③ 繼続的な関わり

障害者が短期入所している間も、障害者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながら適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

(9) 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求(以下「市町村申立」といいます。)を行うことが定められています(第9条第3項)。

船橋市では、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の利用に関する相談や支援等を行っており、利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度等本人の事情に応じて適切に制度を選び、審判の申立てを行います。

なお、法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市長申立ての場合は、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしています。また、船橋市社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じていたり判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業(ふなばし高齢者等権利擁護センター『ぱれっと』)も実施されています。

これらの制度の活用も念頭に置いた支援策の検討が必要です。

※市長申立てについて

市長による申立てを行うに当たっては、市は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています(ただし、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であつて申立てをするものの存在が明らかである場合には、市長による申立ては行われないことが基本となります)。なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市長申立てが必要となる場合があります。

(10) モニタリング・虐待対応の終結

ア 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。具体的には、虐待防止センター職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、また、訪問だけでなく、援助を行う関係機関からの聞き取りなどにより障害者や養護者等の状況を把握します。こうして、障害者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、個別ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行います。

ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していく必要があります。

エ 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要であり、個別ケース会議等において判断します。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがあります。虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。

その後の生活の支援については、通常業務として取り扱い、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

なお、虐待対応の継続中に虐待を受けている障害者が転居した場合は、速やかに転居先市町村の障害福祉担当課と連絡を取り、今までの対応経過等を報告することで、虐待対応がきちんと継続するように、引き継ぎを行います。

III 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。具体的には、障害者支援施設、障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等地域生活支援事業の事業に従事する者の虐待が該当します。(第2条、第15~20条)。

※障害者虐待防止法において、心身障害者小規模福祉作業所等における虐待は、養護者による虐待に位置付けられています。

2 相談・通報・届出への対応

(1) 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市町村への通報義務が規定されています(第16条)。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

(2) 通報等を受けた際の留意点

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、届出受付票を作成して対応を終了します。

※届出受付票は、次ページを参照のこと。

【障害者虐待に関する相談・通報・届出受付票】

【初動判断】受付日 年 月 日 (※受理後48時間以内に判断)

緊急性の有無	緊急性 あり · なし
虐待の疑い	虐待の疑い あり · なし

通報の概要

【コアメンバー対応方針】	
【コアメンバー氏名】 1. 2. 3. 4.	
【対応方法】	
連絡会議対応有無	有 · 無

【最終判断】 (※終結時に記入すること。)

虐待の対応状況	・虐待と認定 ・虐待に該当なし ・虐待の判断をせず
虐待の種別	・身体 · 心理 · 放棄放任 · 経済 · 性的 · その他

終結決定日	年 月 日	担当者	
【終結とする理由記述】		障害福祉課	

◆各情報シート

【施設情報】 ※必要な内容について記入

事業所名				電話番号	
住所	船橋市				
指定年月日	平成 年 月 日指定	担当者			
サービス種類			定員数		
事業者名			電話番号		
事業者住所					
職員配置	·管理者名() ·サービス管理責任者名() ·その他 サービス提供責任者 名 生活支援員 名 職業指導員 名 看護師 名 就労支援員 名 世話人 名				

【相談・通報情報】

日時	平成 年 月 日	受付者	
情報提供者		電話番号	
住所		匿名希望	匿名希望 · 公開可
関係性	本人 · 親族 · 従業者 · その他()		

【本人情報】

氏名		電話番号	
住所			
障害者手帳	·あり · なし · その他		
障害種別	身体() · 知的 · 精神 · 難病等		
障害支援区分	1·2·3·4·5·6·非該当·未申請·不明		
保護者等氏名		電話番号	
特記事項・疾患等			

【虐待者情報】

氏名		性別	男 · 女
生年月日	M.T.S.H	年齢	歳
現住所			
電話番号		その他連絡先	

関係機関の連絡欄 保健所 家庭児童相談室 女性センター 包括支援センター
医療機関 相談支援事業書 サービス提供事業所 その他

【通報・相談の内容及び経過】		
日付	対応者	内容

<従事者の虐待通報からの対応>

(1) 相談、通報及び届出の受付

1. 障害福祉課等で通報を受ける。施設の苦情であった場合、指導監査課等関係機関に引き継ぐ。
2. 必要な情報を聞き取り、対応決定権限者(*1)の何れかへ報告し、即時介入の必要性を判断する。
3. すみやかに届出受付票(施設虐待用)を作成する。

(2) 対応方針の判断

1. 緊急性、重大性の如何にかかわらず、通報等の受理から48時間以内にコアメンバー(*2)により、初動対応方針を決定、情報収集等に着手する。
また必要に応じて、指導監査課、保健所、家庭児童相談室や包括支援センター等に協力を要請する。
2. 役割を決めて情報収集

●虐待の疑いがあるケースとして対応する場合

- ① 対応チーム(*3)の決定
- ② 初動対応方針に従い、各機関で情報収集などの活動を開始
- ③ 情報をフィードバック
- ④ ③を受け、対応方針の再検討
- ⑤ 虐待の疑いがないと判断した場合は下記「○虐待の疑いがないと判断した場合」へ
虐待の疑いがあるケースと判断した場合は「(3) 虐待の疑いについて事実確認」へ

○虐待の疑いがないと判断した場合 → 必要に応じて支援や見守り体制などを検討し対応する。

▲虐待の疑いはあるが、他機関で対応する場合 → 関係機関へ情報提供する。

- ・使用者関係→千葉県
- ・児童関係→家庭児童相談室
- ・高齢者関係→包括支援課
- ・保育所→保育所所管課
- ・教育機関→教育委員会など
- ・医療機関→保健所(医療相談)

(3) 虐待の疑いについて事実確認

1. 千葉県障害福祉課に虐待の疑いがある案件として報告 (※県の様式)

2. 指導監査課、対応チームと事実確認の方法を検討、情報収集の実施

3. 立入調査 ⇒ 介入拒否がある場合の対処方法

[障害者総合支援法] 施設等からの報告微収、指導・監査

[社会福祉法] 報告微収、

A 立入調査 ……立入調査(任意)、他の機関による調査

B 来庁依頼 ……関係者の来庁依頼

いずれも不調、拒否に終わったとき ⇒ 行政権限による立入調査

(4) 支援並びに対応の決定・実施

1. 事実確認を基に、必要に応じ対応チームを編成し、方針を決定する。
2. 方針に従い、さらなる調査や・事業者への指導・支援等の行動を開始する。
3. 進捗があり次第、適宜情報を対応チームで情報を共有、協議を行う。(=個別ケース会議)
また、虐待防止対応連絡会議に報告を行い、方針について助言等を受けながら解決を目指す。

(5)障害者保護を図るため障害者総合支援法等の規定による権限の適切な行使

※必要に応じて下記の権限による施設指導を実施

[障害者総合支援法] 施設等への勧告、指定取消など

[社会福祉法] 措置命令、事業制限など

(6)従業者等による虐待事実の公表（毎年度）※千葉県が実施

*1 対応決定権限者 … 障害福祉課長、課長補佐又は各係長

*2 コアメンバー … 対応決定権限者、担当職員及び虐待防止センター職員

*3 対応チーム … コアメンバーに、ケースに応じて必要な機関のメンバーを加えたチーム

虐待防止センターへ従事者による虐待の通報があった場合

船橋市虐待防止センターに施設従事者による虐待の通報があった場合は、障害福祉課から折り返し通報者に連絡をする旨を伝えていただき、原則虐待防止センターでの聞き取り等は実施しません。

ただし、通報者が匿名を希望したり、市役所と直接接点を持ちたがらない等複雑な事情が見受けられる場合は、市に代わり虐待防止センターが支障のない範囲で聞き取り等を実施し、市との連絡調整を実施します。

この「支障のない範囲」で聞き取りを行う部分は、被害者などの個人情報に該当しない情報となります。虐待防止センターに委託する業務は、養護者虐待に関する業務(法人が実施する法定外事業は除く)についてのみ委託しているため、委託業務に含まれていない従事者虐待の対応については、あくまでサービスの一環で実施していただくため、個人情報の取り扱いについては慎重な対応が必要となります。

具体的に聞き取りを行っても問題がない部分は、施設名、虐待の種類、日時その内容、被害者が特定されない程度の利用状況等に関する情報、通報者からの意見などが該当します。

(3) 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に対応を引き継ぎます。

また、市外にある施設等については、当該障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った自治体と協力して行うことになりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。

(4) 支援並びに対応の決定・実施

※相談・通報等受理後の対応については、養護者による虐待の対応の場合と同様に、虐待の状況、被虐待者の状況、通報者の情報など、今後の対応に必要な情報を正確に聞き取り、「障害者虐待に関する相談・通報・届出受付票(施設従事者虐待用)」に記入していきます。

(5) 個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

個人情報保護法に規定されている利用及び提供の制限(第 69 条)、例外規定(法令に基づく場合、保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき等)に則り、慎重な対応をすることが必要です。

しかし、同時に個人情報の利用目的の制限や、第三者提供の制限に関して、例外も認められており、特に障害者虐待対応において、障害者本人の同意なしに目的外に個人情報を取り扱うことや、第三者に情報提供をすることが認められると解されています。(個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号)

(6) 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(この旨は、養護者による障害者虐待についても同様。)(第 16 条第 3 項)
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(第 16 条第 4 項)が規定されています。こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事例を施設等の中で抱え

てしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして（例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。）公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ①解雇の無効
- ②その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生しました。適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を委縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。

都道府県、市町村においては、施設管理者等に対して研修等様々な機会を通じて障害者虐待防止法の趣旨について啓発に努めるとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員に対して解雇その他不利益な取扱いがなされないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について周知徹底を図ることが必要です。

3 事実の確認・県への報告

（1）事実の確認

通報等を受けた際は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障害者やその他虐待情報の真偽を裏付ける目撃者（例えば同じ施設に通所または入所している利用者や出入り業者など）に対して実施します。前述のように、通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかくとして、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、基本的には、障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限(第10条、第48条、第51条の27)や千葉県知事より権限移譲された中核市長の指導監査権限(第49条、第51条の28等)に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものであることを認識することが必要です。

なお、障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

ア 調査項目

※虐待リスクアセスメント・チェックシートの内容を確認しながら、聞き取りを行います。

(ア) 障害者本人への調査項目

虐待の種類や程度	殴る蹴るなどの虐待か、脅しや暴言などの心理的虐待か、性的虐待、経済的虐待などの確認。また、その程度(怪我の状態、虐待の回数、頻度)を聞き取ります。
虐待の事実と経過	虐待の被害にあった障害者、虐待をした職員を特定することが必要です。また、虐待がいつ、どこで、どのような形で、原因があるか聞取りします。
安全確認	関わりのある障害者福祉施設従事者等(虐待を行ったと疑われる職員は除く)の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には直接によって確認を行う。
身体状況	傷害部位及びその状況を具体的に身体図を用いて記録する。過去の手術痕や古傷がある場合、傷害部と明確に分けて記録すること。 身体的虐待や性的虐待の調査の際は、必ず同性の職員が対応するなど気配りをすること。
精神状態	虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
生活環境	障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

(イ) 周辺者への調査項目例

虐待の種類や程度	殴る蹴るなどの虐待か、脅しや暴言などの心理的虐待か、性的虐待、経済的虐待などの確認。また、その程度(怪我の状態、虐待の回数、頻度)を聞取ります。
虐待の事実と経過	虐待の被害にあった障害者、虐待をした職員を特定する必要があります。また、虐待がいつ、どこで、どのような形で、原因があるかを聞取りします。
サービスの利用状況	虐待を受けたと思われる障害者が、虐待がなされた時に受けたサービス内容や記録を確認し、その内容から虐待の内容、日時、職員を特定していきます。
精神状態	虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を聞取ります。
生活環境	障害者が生活している居室等の生活環境を聞取りします。

(ウ) 障害福祉サービス事業者等への調査項目例

サービスの提供状況	虐待を受けたと思われる障害者が、虐待がなされた当時に受けたサービス内容や記録を確認し、その内容から虐待の内容、日時、職員を特定していきます。
職員の勤務状況	勤務状況(欠勤は多いか、勤務状況は良好か)を確認します。また、職員同士や利用者同士の人間関係などを確認し、整理します。
通報の内容に係る事実確認	通報等の内容に虐待の疑いがある者がどのように感じているか確認します。
過去の虐待事案とその対応	過去の類似事案や虐待事案を確認し、その際の対応や、その後の支援体制などが事業所として問題がないか確認します。
虐待防止のための研修等の実施状況	虐待の早期発見の枠組みや、虐待が発見された場合の仕組みなど組織体制について確認します。
虐待に関する見聞	通報以外の虐待がないか情報を確認します。
職場環境	職場の環境により、ストレスを抱え虐待に発展するケースもあるため、職員が働きやすい職場となっているか確認します。
個別支援計画書の記載内容	障害特性によっては、健常者には問題がない行為であっても、逆に虐待となってしまう事例があります。個別支援計画書を確認することにより、事業所が障害者の特性をどの程度把握し、きちんとした個別支援を行っているのかを確認する必要があります。

障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート

(施設虐待用)

氏名	担当者・機関	判定年月日	年 月 日
I 虐待の程度 (「状況」欄:該当する…○、疑い…△、不明…?)			
I-1 現在の虐待の状況			状況 特記事項
最 重 度	身体的虐待	身体のいずれかの部位に、入院を必要とする外傷・骨折・火傷がある	
		健康に有害な食物や薬物を与えられている	
		本人の自殺企図	
		四六時中、ベッドや部屋に拘束・監禁されている	
	ネグレクト	脱水・栄養不足による衰弱がある	
		潰瘍や褥瘡が悪化している	
		口腔内の出血・腫れ	
		治療中の服用薬を飲んでいない、飲ませてもらえない	
	性的虐待	生命にかかわる医療拒否がある(宗教やオカルトを理由とする場合も含む)	
		ライフラインが全て止まっている	
	経済的虐待	性行為・わいせつな行為を強要されている	
		性感染症に罹患している	
重 度	身体的虐待	本人名義の預貯金・資産が家族・他者に不当に流用・処分されている	
		悪徳商法の業者に多額の金銭を巻き上げられている	
		外出・通信が著しく制限されている	
	ネグレクト	著しい体重の増減がある	
		偏食・不衛生・不眠によって健康に明らかな問題がある	
		必要な福祉サービスを受けることができない	
		必要な医療受けることができない	
	心理的虐待	医療機関の指示と異なる服薬調整が行われている	
		本人が外出・徘徊をしても放置するか、無関心である	
	性的虐待	施設従事者等や身近な人から本人の意向にそぐわない宗教・オカルトを強要される	
		性的ないやがらせ、はずかしめを受けている	
	経済的虐待	障害を理由に、他者が交際する異性との関係を引き裂く	
		本人名義の年金、資産が本人の了解なく施設従事者等に不当に流用・処分されている。	
中 度	身体的虐待	悪徳商法の業者に接近されている	
		通院を必要とするほどではないが、治療の必要な外傷・火傷がある	
		繰り返し傷・あざがある	
		外出・通信が自由にできない、行事への参加を制限されている	
	ネグレクト	健康問題につながる可能性のある偏食や不衛生等、衣食住の不適切さがある	
		必要な医療を受けることを制限されることがある	
		必要な福祉サービスの利用を制限されることがある	
		本人が通所を欠席がちでも連絡をとらないか、無関心である	
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いによって情緒的問題が出ていている	
		必要な医療・福祉サービスの内容を周囲が勝手に決める	
		施設従事者等から強い拒否感の訴えがある	
	性的虐待	障害を理由に、他者から異性との交際を禁じらでいる	
		他者からの窺視や不自然なアプローチを受けている(関係妄想と区別する)	
	経済的虐待	「小遣いがあまりもらえない」と訴える	
		施設従事者等周囲の人間からお金をたかられでいる	
軽 度	身体的虐待	治療の必要はない程度の外傷がある	
		施設従事者等から暴力を振るってしまうとの訴えがある	
	ネグレクト	健康問題がただちに生じるほどではないが、衣食住の不適切さがある	
		本人・施設従事者等ともに必要な医療や福祉サービスの内容を考えることができない	
	心理的虐待	無視・暴言・乱暴な扱い・締め出し・懲罰的な扱いを受けている	
		施設従事者等の間にけんかや争いごとがしばしば起きる	
		施設従事者等からの拒否感の訴えがある	

I-2 過去の不適切な状況		状況	特記事項			
重 度	虐待による入院歴、分離保護歴がある(子ども期を含む)					
	DVによる入院歴、分離保護歴がある					
	子ども期からずっと必要な支援を受けていない					
	性的虐待を被った経験がある					
	性風俗業で働いた経験がある					
中 度	虐待による通院歴がある					
	不安定な性的交友関係の継続的経験がある					
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある					
軽 度	虐待の通告歴がある					
	本人以外の家族に、DVや虐待による通院歴がある					
I-3 本人と虐待者の距離・パワーバランス		状況	特記事項			
一日のほとんどを共 有	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)					
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)					
本人と虐待者は日 中ほとんどを共有	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)					
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)					
虐待者とはたまに会 う関係	虐待者は一人(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)					
	虐待者は複数(身近に虐待を抑止できる人が:いる いない)					
各項目に現れない特記事項						
判定						
I-1 現在の虐待の状況	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明
I-2 過去の不適切な状況	重度	中度	軽度	問題なし		不明
I-3 距離・パワーバランス	虐待は抑止できない	工夫次第で抑止可能	虐待は抑止できている			不明
I-4 虐待の程度	最重度	重度	中度	軽度	問題なし	不明

II. 本人の状況 (「状況」欄:該当する…○、疑い…△、不明…?)		状況	特記事項
II-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足			
身体状況	低体重 肥満 栄養不良 衰弱		
	外傷 火傷 痂 (部位:)		
	虫歯 口腔内疾患		
	褥瘡 皮膚疾患		
	性感染症 性器等の傷 その他()		
	その他の疾患()		
生活状況	不潔 异臭 口臭 髪のべたつき ふけ あかぎれ しもやけ		
	大食い 盗み食い 偏食		
	睡眠のリズムの乱れ 不眠 睡眠不足		
	自由に外出できない。施設従事者等や施設内の人以外と話ができない		
	長時間施設の外に出されている。()		
	年金通帳等の引き落とし金額と日常生活に大きな落差がある。		
情 緒	その他()		
	攻撃的 衝動的 怒り 亂暴 (他者に 動物に)		
	怯え (顔色をうかがう 人を恐れる 視線をそらす おどおどする)		
	抑うつ (表情が乏しい マスクをかぶったような笑い)		
	とじこもり ひきこもり		
	べたべた甘える		
	(家 職場 施設 その他)のことを話したがらない		
	施設従事者等がいるときといない時で態度が変わる。		
	あざや傷について、話そうとしない、話のつじつまが合わない、隠そうとする。		
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬 覚せい剤 その他の薬物		
	ギャンブル 買い物 異性関係		
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図		
	退所の訴え 退所企図 徘徊		
	万引き 窃盗		
	不純異性行為		
社会生活上の問題	通勤・通所の不安定 (欠勤 欠席 遅刻 早退)		
	孤立 (家 職場 施設等 その他)		
本人からの訴え等	恐怖や不安の訴えがある(殴られる等)		
	性的事柄の訴えがある()		

各項目に現れない特記事項					
評定					
II - 1 現在の状況	重度	中度	経度	問題なし	不明
II 本人の状況	重度	中度	経度	問題なし	不明

III. 虐待者の状況 (「状況」欄:該当する···○、疑い···△、不明···?)						
III-1 現在の状況 該当する項目に○、疑いのある項目に△、()内は具体的補足					状況	特記事項
疾患・障害の有無	認知症 足腰の弱り					
	精神疾患 精神障害 ()					
	身体障害 知的障害 発達障害					
	その他の疾患 ()					
情緒・性格	攻撃的 暴力的 威圧的言動					
	衝動的 感情の高ぶりを抑制できない					
	強迫的 束縛的言動 (○○しなさい、○○でなければならない)					
	認知の歪み (自分勝手な受けとめ方、思い込み、自分の考えへの強い執着)					
	共感性の欠如 (相手の気持ちや立場を理解できない)					
	孤立 非社会的 対人関係の困難が高い					
アディクション (嗜癖・依存)	アルコール 麻薬・覚せい剤 その他の薬物					
	ギャンブル 買い物 异性関係					
反社会的・脱社会的行動	希死念慮 自殺企図					
	家出企図 徘徊					
	万引き 盗窃					
	福祉サービスの利用・介入に拒否的である					
本人との親密さ・関係性	拒否 (嫌悪する 排除する 厄介者扱い 他の者との差別)					
	諦観 (本人のことを腐れ縁、自立できない人間とあきらめている)					
	無関心 (注意を向かない)					
	支配・執着 (思い通りにコントロールしようとする)					
	過度の要求 (強迫的な課題・役割の押しつけ)					
	依存 (ひたすら本人のために献身していないと不安になる)					
虐待の認識	否定 (していない、知らない、本人の不注意・責任だと言い張る)					
	正当化 (行為の事実は認めるが、しつけであると本人の問題を指摘する)					
同居者・同僚・身近な人の態度	同調 (虐待行為を容認し加担する)					
	黙認 (虐待行為を知っているが、止めさせようとしない)					
	観客 (虐待行為を容認し、面白そうに見ている)					
	回避 (虐待行為の事実そのものにきづかないふいをする)					
III-2 リスク要因 該当する項目は○、疑いのある項目は△、()内は具体的補足						
虐待・DV歴	誰に (··· 岁頃)					
	誰に (··· 岁頃)					

各項目に現れない特記事項					
評 定					
III-1 現在の状況	重度	中度	経度	問題なし	不明
III-2 リスクの要因	重度	中度	経度	問題なし	不明
III. 虐待者の状況	重度	中度	経度	問題なし	不明
確認日時					
場所					
確認者職氏名					

イ 調査を行う際の留意事項

○ 調査にあたって

平成27年10月より、障害福祉サービス事業や障害者支援施設の施設に対する指導監査事務等が、組織改正に伴い新設される指導監査課へ移管されました。

施設の管理者や従業者に対して調査を行っていく際は任意での調査となります。中核市である船橋市は千葉県より施設の指導監査事務が移譲されているため、施設が調査を拒否したり非協力的である場合は、法定権限に基づき従業員の聴聞や書類の確認を実施することになります。そのため、指導監査の事務を行う指導監査課と協力して、調査方法を検討します。

※事務の流れは「通報から事実確認までのフローチャート」を参照

○ 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、2人以上の職員で訪問するようにします。

○ 調査時期の決定について

立入調査の日時は、虐待の緊急度や虐待の種類に応じて、事前通知を行わず抜き打ちで実施する場合と、事前に立会人や帳簿などを指定し実施する場合が考えられます。

身体的虐待による体のあざや傷の情報であれば、早急な確認が必要があることから、事前通知なしで実施することも考えられます。

逆に、金銭の搾取(経済的虐待)が疑われる場合、調査内容の精査など事前準備をしっかりと行う必要がある場合もあることから、適切な日時を設定する必要があります。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼したりするなど連携して対応します。

○ 専門職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合は、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が立ち会うことが望まれます。

また障害の特性によっては、聞き取りの際に興奮したり泣き出したりなどの症状が予想されるため、事前に対象者の障害特性をしっかりと把握し、場合によっては保健師、精神保健福祉士、カウンセラーなどの協力を手配するなど、細かなケアを行う必要があります。

○ 障害者、障害福祉サービス事業者等への十分な説明

調査にあたっては、障害者及び障害福祉サービス事業者等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について……担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について……調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 調査への協力について…事実確認調査に対し誠実に協力することを求めるとともに、虚偽の答弁等があった場合の障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
- ・ 障害者の権利について…障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されている事、それを養護するため市が取り得る措置に関する説明

○ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査にあたっては、障害者本人、通報者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要です。

例えば、周辺者の聞き取りの際、特定の人物を選定して実施するのではなく、すべての周辺者に対し、聞き取りを実施し、通報者の特定を防ぐなどの対応が必要となります。

また、聞き取りの回答の中で、施設側から不利益な取り扱いを受けることになるのではないかといった不安や、既知の職員に対する遠慮や気兼ね等から、虐待事実を知っていても黙っていたり最低限のことしか話さなかったりすることも考えられます。しかし、相手の立場を理解しながらも、事実を明確に情報提供いただくことで、結果的に利用者や職員や施設にとって最善の結果となることを説明し、協力を求める姿勢が大切です。

質問に対して、虚偽の答弁を行ったり、検査を妨害した場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取り消し等や、30万円以下の罰金に処することができます。これらの規定について管理者や従事者等に事前に説明を行い、誠実な協力を要請することが考えられます。

○ 聞取りの際の留意点

質問する際は、落ち着いた静かな部屋でゆっくりと記憶を呼び戻してもらいながら話を伺います。その際は、回答を誘導しないオープンな質問の仕方で聞取ることが重要です。

また、障害者に聞取りを行う際は、質問内容を理解しやすい言葉に言いかえたり、コミュニケーションポートやピクトグラム(図や絵、記号)を活用するなどの配慮が必要です。

誘導質問	「利用者が叩かれたところを見ましたか？」 「利用者が職員に叩かれているのを見ましたか？」
自由質問	「その時はなにがあったのでしょうか？」、「その時はどういった動作でしたか？」 「その時は、だれがいましたか？」

※聞取り調査において、録音が必要と判断した場合は、必要性を説明したうえで同意が必要となります。

○ 元職員からの聞き取り調査の検討

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報者の中には、当該施設の元職員からの通報もあります。当該施設に勤務していた頃は、施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかという懸念があつた人や同僚職員への気兼ね等から通報をためらっていた人が、退職を機に通報したものと思われます。

当該施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、事実確認調査を進める際には、在職中に目撃したかもしれない虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいと考えられます。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該施設の元職員を加えることを検討します。

障害者総合支援法第21条の5の21第1項、第24条の34第1項では、都道府県知事又は市町村長による、当該サービス事業所の従業者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されていますので、障害者総合支援法等の権限に基づく聞き取りを行うことも可能です。

(2) 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害福祉サービス事業所等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して決裁を起案します。

ここで、障害者虐待の疑いが認められない事例に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口に引き継ぎ、通報等の対応を終了します。

○ 通報者への情報提供について

通報者には、守秘義務が課せられません。そのため、通報者に対する報告は個人情報の保護や、守秘義務の観点から慎重な内容検討を行う必要があります。

また、通報者が従業者で今後も施設で従事し続けることもあることから、今後の要望や関り方について、アドバイスを伝えます。

(3) 個別ケース会議の開催

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や障害福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。個別ケース会議の結果は、「障害者虐待対応会議記録(個別ケース会議用)」に記録し、活用します。

(個別ケース会議の業務)

- 関係機関への参加要請
- 支援内容の協議
- 支援計画の作成
- 事業のアセスメント
- 役割の明確化
- 会議録の作成
- 支援方針の協議
- 連絡体制の確認

○ 具体的なケース対応について

虐待の事実が確認された場合、個別ケース会議において虐待の種類に応じ対応を検討していきます。

(虐待の対応例)

虐待の種類	虐待例	指導・対応例
身体的虐待	・利用者を殴るわけではないが首根っこを掴んで連れて行く、小突いて誘導する、足蹴にする、長時間正座させるなどの行為を、障害者のための「教育」であると考えて行動していること。	(被害者に対する対応) ① 障害者の保護(緊急避難等) ② 保護者等との連絡調整・援助 ③ 継続的なモニタリング及びケア
性的虐待		
心理的虐待		
経済的虐待		
ネグレクト	・異性に手や髪を触られることを極度に嫌がる障害者を、移動のためとして、異性が無理矢理引っ張っていくこと。 ・障害者が気づいていないと思って、無意識のうちに悪口や侮辱するような物言いをしたり、高圧的な命令口調で障害者を怯えさせること。 ・障害者から預かっているお金の管理を帳簿等でしっかりと行っていないため、残高が合わない(残高がわからない状態)になっていること。・	(施設に対する指導等) ①管理者への指導 ②加害者からの再聴取及び指導 ③虐待研修の実施・参加指導 ④定期的な経過指導 ⑤加害者の別業務等への異動 ⑥管理者の別業務等への異動 ⑦法令に基づく勧告 ⑧法令に基づく指定取消 など

(被害者に対する対応)

- ① 障害者の保護(緊急避難等)
- ② 保護者等との連絡調整・援助
- ③ 繼続的なモニタリング及びケア
 - ・被害者の緊急避難が必要だと判断した場合、市内・市外を含めた入所施設に連絡をとり、受け入れ体制の確保を図り心身の安全を図るとともに、保護者や信頼のおける親族等に連絡を行い、現状について協議を行い、了承を得ます。その後、長期的なケアを視野に入れた見守り体制を整えることが必要です。

(施設に対する指導等例)

- ① 管理者への指導
- ② 加害者からの再聴取及び指導
 - ・ 施設における従事者の管理監督責任は、施設管理者が負うため、施設管理者に対し、事実の確認、現状問題に対する認識、今後の改善点などについて、口頭または文書による指導を実施します。指導を受けた施設は、後日虐待防止改善計画を含めた報告書の提出を求めます。
- ③ 虐待研修の実施・参加指導
 - ・ どういった行為が虐待となるのかを、事業所の従事者全員が理解していくことが重要なことです。そのためにも、施設内で研修会を実施したり、外部研修に参加するよう指導します。
- ④ 定期的な経過指導
 - ・ いずれの虐待においても、一時的な対応では本質的な解決にはならないことから、継続的に事業所訪問を実施し、書類の整備状況や事業所の雰囲気などを確認し、必要に応じて、再度利用者や従事者の聞き取りを行う必要があります。
そのほか、第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを、第三者委員が定期的にチェックする体制を整えるよう指導します。こうして定期的に訪問し継続指導することで、事業所側に対する危機意識を高める狙いもあります。
- ⑤ 加害者の別業務等への異動
- ⑥ 管理者の別業務等への異動
 - ・ 虐待の内容が深刻な場合は、加害者である従事者を利用者と係らない別職(支援員から事務職など)に配置換えを行ったり、指導力のある管理者を配置し、指導に当たらせるなどの配置対応などを提案します。市の指導監督権限は、施設人事には及びませ

んが、虐待防止の体制を整えるためにも、施設管理者と協議を行う必要があります。その中で、加害者の虐待に対する意識や姿勢を判断材料に、必要であれば異動等の提案を行います。

⑦法令に基づく勧告等

⑧法令に基づく指定取消

- ・ 障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るために、市町村又は都道府県は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています(第19条)。

虐待が故意または悪質な場合で、施設に改善の余地が見られない場合は、例えば障害者総合支援法第49条に基づく勧告等や、同法第50条に基づく指定取消の手続きとなります。

平成24年度より、事業者に対する勧告や指定取消の権限が、船橋市へ千葉県より移譲されたため、市単独で実施することができます。ただし、不利益処分となりますので、聴聞などの手続き上の瑕疵がないよう注意する必要があります。

また、特定非営利活動法人が運営している施設で虐待があった場合は、上記の法令の対応のほかに、都道府県等が所管庁となる特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対し改善命令や設立の認証の取り消し等の措置も考えられます。

特定非営利活動法人に関する指導監督権限は千葉県が有しているため、必要に応じて協力して対応する必要があります。

(特定非営利活動促進法第42条、第43条第1項及び第2項)

【別表】社会福祉法による権限規定

第56条第1項	厚生労働大臣、都道府県知事、市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
第56条第2項	厚生労働大臣、都道府県知事、市長	社会福祉法人に対する措置命令
第56条第3項	厚生労働大臣、都道府県知事、市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の解職勧告
第56条第4項	厚生労働大臣、都道府県知事、市長	社会福祉法人に対する解散命令
第57条	都道府県知事、指定都市市長 市長	社会福祉法人に対する事業停止命令
第70条	都道府県知事、指定都市市長 中核市市長	社会福祉事業における報告徴収、調査
第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
第72条	都道府県知事	社会福祉事業を経営する者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

【別表】特定非営利活動促進法による権限規定

第42条	都道府県知事	特定非営利活動法人に対し、期限を定めてその改善のために必要な措置
第43条	都道府県知事	特定非営利活動法人の設立の認証の取り消し

【別表】障害者総合支援法による権限規定

第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
第11条	都道府県知事	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
第 48 条第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
第 48 条第 3 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等
第 49 条第 1 項	都道府県知事 (中核市である船橋市長)	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
第 49 条第 2 項	都道府県知事 (中核市である船橋市長)	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
第 49 条第 3 項	都道府県知事	勧告に従わなかつた指定事業者等の公表
第 49 条第 4 項	都道府県知事(中核市である船橋市長)	勧告に係る措置をとらなかつた指定事業者等に対する措置命令
第 50 条第 1 項	都道府県知事(中核市である船橋市長)	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消
第 50 条第 3 項	都道府県知事(中核市である船橋市長)	指定障害者支援施設の指定取消
第 51 条の 3 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事(中核市である船橋市長)	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等。(業務管理体制)

第 51 条の 4 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事(中核市 である船橋市長)	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告 (業務管理体制)
第 51 条の 4 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかつた指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表(業務管理体制)
第 51 条の 4 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事(中核市 である船橋市長)	勧告に係る措置をとらなかつた指定障害福祉サービス事業者、 指定障害者支援施設に対する措置命令(業務管理体制)
第 51 条の 27 第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者 であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
第 51 条の 27 第 2 項	市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者 であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
第 51 条の 28 第 1 項	都道府県知事(中核市 である船橋市長)	指定一般相談支援事業者に対する勧告
第 51 条の 28 第 2 項	市町村長(中核市である 船橋市長)	指定特定相談支援事業者に対する勧告
第 51 条の 28 第 3 項	都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかつた指定相談支援事業者の公表
第 51 条の 28 第 4 項	都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかつた指定相談支援事業者に対する 措置命令
第 51 条の 29 第 1 項	都道府県知事(中核市 である船橋市長)	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
第 51 条の 29 第 2 項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、効力停止
第 51 条の 32 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等
第 51 条の 33 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告
第 51 条の 33 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかつた指定相談支援事業者の公表
第 51 条の 32 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかつた指定相談支援事業者に対する 措置命令
第 81 条第 1 項	都道府県知事(中核市 である船橋市長)	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援 事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの 設置者に対する報告徴収、立入検査等
第 82 条第 1 項	都道府県知事(中核市 である船橋市長)	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援 事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
第 82 条第 2 項	都道府県知事(中核市 である船橋市長)	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉 ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
第 85 条第 1 項	都道府県知事(中核市 である船橋市長)	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立 入検査等
第 86 条第 1 項	都道府県知事(中核市 である船橋市長)	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命 令

(4) 千葉県への報告

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告します(第17条)。

平成24年度より、千葉県の指導監査権限が中核市である船橋市に権限移譲されたため、船橋市独自で調査・指導監督を行っております。そのため、千葉県への報告は、公表を行うための情報提供が主となります(第20条)。県に報告する情報は、通報のあった全ての事例ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事例となります。

(5) 虐待防止対応連絡会議への報告

市で事実確認や施設への指導等を実施した案件や、対応困難ケースの案件について、専門的見地を有する有識者により構成された「虐待防止対応連絡会議」に報告し、相談・助言を受け、市の対応に問題がなかったか、適切な他の対応方法がないか等、再度検討・確認を行います。虐待防止対応連絡会議において客観的な意見を受けることで、より適切な虐待防止対応や施設指導に結び付けていくことが重要です。

【虐待防止対応連絡会議とは？】

平成26年2月に、困難ケースや虐待の終結の判断に関して、第3者の専門的見地からの意見を取り入れる相談助言を行う自立支援協議会の一部組織として設置されました。3か月に1度の頻度で会議が開催され、本市で発生した虐待案件の事例報告・相談を行い、はーぶや障害福祉課・指導監査課等の対応が適切であったか、また虐待対応を終結としても問題がないか等の審議を行います。

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔面を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり一時的に居室に施錠したりするなど行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由無く障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むと共に、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑤ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「船橋市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、あらゆる支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的に発生する突発事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないよう、慎重に判断することが求められます。この場合「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月)に基づく以下の要件に沿って検討する方法などが考えられます。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

(ア) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

(イ) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法に選択する必要があります。

(ウ) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。また、身体拘束の原因となった状況の分析などを通して、身体拘束の解消に向けての取組方針及び目標とする解消の時期などを記載して、職員が統一した方針の下に取り組みます。

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

(4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

重度の肢体不自由者は、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても楽に座位が取れるように椅子の形状やパット等の配置が設計されている他、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でないのは当然のことですので留意が必要です。

座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐためには、個別支援計画に座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間についても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止することが必要です。

5 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

(1) 管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、ケアの技術や虐待に対する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

障害福祉サービス事業所等において、定期的にケア技術向上や障害者虐待に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。また、必要に応じて従事者研修の開催なども検討する必要があります。

また、自治体が行う障害者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に、施設・事業所で障害者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子を記載していますので、その活用を推奨するとともに、研修受講者に伝達研修の実施時期などを報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及啓発に努めます。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止には、実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体での取組が重要です。市の指導監査は、施設管理者に対するものであり、現場の職員個人までに直接及ぶものではないことから、管理者個人の意識・資質の向上を促すとともに、事業所全体での仕組みに問題がないか判断することが重要です。

(2) 個別ケアの推進

障害者支援施設には数多くの障害者が生活しているため、ともすれば個々の障害者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。このような中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険があり、また従事する職員にも士気が低下するなどの影響があると考えられます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対して配慮する必要があります。

入所している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくることが障害者支援施設には求められています。障害者の尊厳を尊重するという観点から、入所している障害者一人ひとりに対して個別的なケアを実践することが重要です。

(3) 情報公開

障害者支援施設は、入所している障害者の住まいであるため、外部からの目が届きにくい面があります。そのため、地域の住民やボランティア、実習生など多くの人が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。

また、サービス評価(自己評価、第三者評価など)の導入も積極的に検討することが大切です。

(4) 苦情処理体制

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています(第15条)。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等に規定されており、各施設・事業所での対応が図られていますが、サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

特に、施設・事業所と養護者との連絡がおろそかになり、すれ違いによる誤解がトラブルの原因となるケースが発生しています。施設・事業所は、日々の連絡帳であったり、保護者会であったり、定期的な個別面談を設けて意見交換を実施するなど、養護者との情報交換の機会を設け、お互いの立場や主張をしっかりと伝える場を設けるような仕組みづくりをする必要があります。

(5) 指導監査時によるチェック・確認

施設・事業所の指導監査において、個別支援計画やモニタリングの記録等の書類確認を実施することはもちろんですが、施設巡回の時間を多く確保し、利用者の様子や職員の対応勤務状況などの日中の過ごし方、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察するほか、管理者やサービス管理責任者等の幹部職員のみならず、現場の直接遭遇職員に対しても、日頃の利用者に対する個別の支援方法や研修をきちんと受講できているか受講頻度を確認するなど、個別聞き取りを行うことで実質的なチェック機能を果たす必要があります。

また、相談支援専門員が実施するモニタリングの際に、利用者に問題点や気になった点が見つかった場合は、すぐに市にも通報が寄せられるような体制を整えておく必要があります。そのためにも、相談支援専門員との連絡体制を整えておく必要があります。

6 関係Q&A

Q1 18歳未満の者に関する通報・届出があった場合、どのような対応をとりますか。

A1 障害者虐待防止法において、障害者虐待を発見した者の通報義務が定められており、障害者虐待防止法に定義されている障害者福祉施設従事者等による18歳未満の障害者への虐待についても、障害者虐待防止法による対応となります。（第2条4項）

ただし、障害児入所施設、児童養護施設等の児童福祉施設における被措置児童等に対する虐待については、児童福祉法が適用されます。18歳未満の場合、府内の担当部局や児童相談所等と連携を図り、ケース会議を行うなど、障害特性を踏まえた支援方針の決定や本人の意思をしっかり把握するためコミュニケーションの支援を行うことが必要となります。

Q2 65歳以上の者に関する通報・届出があった場合、どのような対応をとりますか。

A2 障害者虐待防止法に定義されている障害者福祉施設従事者等による65歳以上の障害者への虐待については、障害者虐待防止法による対応となります。

Q3 2条4項に規定する障害福祉サービス事業等以外の事業所（小規模作業所等法定外事業）における障害者虐待に関する通報・届出があった場合、どのような対応をとりますか。

A3 障害者虐待防止法において、小規模作業所等の法定外事業における虐待については、養護者虐待として定義されていますが、実質的なケースは施設従事者等の虐待と類似しているため、本市の法定外事業については虐待防止センターへ委託せず市が直接対応することとなります。

Q4 他の市町村が援護している障害者の虐待に関する通報・届出があった場合、どのような対応をとりますか。

A4 障害者が入所している障害者支援施設の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に対応を引き継ぎます。

また、通報のあった障害者以外にも通報を受けた市町村の利用者が虐待を受けるなど、複数の障害者が虐待を受けている場合もありますので、確認をする必要があります。その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った自治体と協力して行うことになりますので、当該自治体にも速やかに連絡を入れる必要があります。虐待の事実の確認が行われた旨の報告については、県に行うこととされています。

Q5 千葉県以外の都道府県等が指定した事業所等における船橋市援護の障害者への虐待に関する通報・届出があった場合、どのような対応をとりますか。

A5 障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った自治体と連携し、対応して行うことになりますので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要があります。

虐待の事実の確認が行われた旨の報告については、障害者虐待に係る障害福祉サービス事業者等の事業所の所在地の都道府県に報告することとなっています。

Q6 匿名の者から通報・届出があった場合、どのような対応をとりますか。

A6 通報者は、関わりたくないが見過ごせないと思って通報してくることがあります。

名前を言う事を嫌がる場合は、匿名の通報であっても受け付ける旨を伝え、通報内容をきちんと聞くようにします。通報内容だけでは虐待の事実があつたかどうか明確に判断できない場合は、虐待の有無の確認や緊急性の判断に必要な情報を収集するため、事実確認を行います。

Q7 通報・届出は必ず受理されるのですか。

A7 窓口に通報があった場合は必ずその内容を聞き取り、虐待の事実の有無等について組織的に判断しなければなりません。虐待の事実の有無を判断するためにも、通報者からの情報を正確に聞き取りるため、必ず受理することとなります。

Q8 通報・届出の窓口は、24時間体制で対応しているのですか。

A8 虐待の通報は、休日・夜間であっても通報の義務がありますし、緊急の事案にも対応できるように、休日・夜間における関係機関との連絡・対応体制を整える必要があります。

休日・夜間の緊急通報は、担当が輪番により持ち回る緊急用の携帯電話で対応します。

Q9 被害者である障害者の安全確保の方法としてどのようなものがありますか。

A9 利用している障害福祉サービスによって異なることが考えられます。居宅系サービスの場合、当該事業所の利用を行わないことや、他の事業所を利用したり、入所系・グループホーム等による夜間の支援を必要とする場合においては、短期入所、他の事業所の利用や入院等において、一時保護を行うなどが考えられます。

Q10 通報等の内容が障害者虐待か事業者への苦情か判断できない場合どうすべきですか。

A10 障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であつたり、また虚偽による通報や過失による事故であつたりすることも考えられます。したがつて、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。そのため、通報等を受けた職員等は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。また、対応を先送りしないため、期限を区切って迅速に事実確認を実施します。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情処理窓口、千葉県運営適正化委員会等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口に引き継ぎ、受付票を作成して対応を終了します。

Q11 虐待を裏付ける情報として、どのようなものが考えられますか。

A11 当該障害者、職員等からの聞き取り情報の他に、当該障害者の身体的な状況、日誌等に記載されている障害者の状況、また、事故報告や苦情処理等における施設内等での対応などの記録により裏づけされる施設全体での支援体制等があります。

Q12 障害福祉サービス事業者等が市町村による聞き取り等による情報の提供を拒んだ場合、なりますか。

A12 事実確認の聞き取り等は任意で実施しますが、事業者が拒否をして場合は、必要に応じて障害者総合支援法等の法令に基づく書類提出や施設従事者等の出頭・質問の権限行使し、事実確認を行います。なお、障害者総合支援法第48条に基づく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処することとされています。

Q13 コミュニケーションが困難な当事者への聞き取りはどうするのですか。

A13 被虐待障害者の障害の程度や状態によって、オウム返しや質問事項を全て是認してしまうことなど考えられますので、本人が信頼を寄せている支援者、家族、当該事業所以外で日常支援を行っている者や障害特性を理解した専門家等と共に聞き取りを行う体制を取る必要があります。

Q14 県への報告は、どのようなケースについてどのタイミングで行いますか。

A14 報告は、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認された時点で報告します。ただし、緊急・重大性が高い場合や、県に指導監査権限のある社会福祉法人への立入調査が必要な場合は、速やかに県へ報告し、連携して虐待の事実を確認する必要があります。

Q15 虐待の疑いはあるが、具体的な虐待者が特定されていない場合、どのように調査しますか。

A15 この場合は、可能な限り多くの障害者福祉施設等の職員や同施設の利用者等から事情を聴取し、少しづつ情報を収集する必要があります。また、虐待のあった疑いのある日がある程度特定されていれば、その日を中心に職員の出勤簿や被虐待（疑い）者の看護日誌や日々の生活記録等を中心に、変わったことが書かれていないか、記入者等を注意しながら確認するようにします。

Q16 虐待を行った者が事実を認め、障害者福祉施設等側が既にその者を解雇している場合、虐待の調査はどうしますか。

A16 事業者や虐待の被害者等の聞き取り等では事実確認が難しい状況であれば、虐待に関する事実関係を明確にするため、既に施設等を解雇されてしまった者についても、調査が必要な場合があります。障害者総合支援法では、第48条第1項の規定で、「当該指定に係るサービス事業所の従業員であつた者」に対しても、出頭を求める事、報告を命ずること、帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

IV 使用者による障害者虐待

1 使用者による障害者虐待の定義

(1)「使用者」のとらえ方

障害者虐待防止法では、使用者の定義を「障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」(第2条第5項)としています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

(2)使用者による障害者虐待の定義と類型

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」などを放置している場合も「放棄・放任」に当たります。

例えば、他の労働者との金銭の貸し借り上のトラブルで、虐待あるいは労働基準法違反と判断しにくい事案があった場合でも、労働契約法第5条に基づく「安全配慮義務」に違反する可能性も考えたうえで、市は障害者の権利擁護を第一に対応していくことが必要です。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず(18歳未満や65歳以上でも)障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障害者虐待の防止

(1)労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。国の調査によると、使用者による障害者虐待の8割以上は、労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占め、そのほとんどが最低賃金法関係(経済的虐待)のことです。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めが必要です

(2)労働者への研修の実施

使用者による障害者虐待を防止するためには、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方等を学ぶことが必要です。障害者虐待防止法第21条では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており、併せて各種研修会への職員の参加等を行う必要があります。事業所では、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあるため、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談することが重要です。また、事業主を始め事業所全体の取り組みとして、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が大切です。

(3)苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法第21条では、障害者を雇用する事業主に対し、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により、虐待の防止等の措置を講ずることとしています。事業所は、苦

情相談の窓口を開設する等とともに、相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取組を適切に実施することが大切です。

(4) 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。そのため、通報等を受けた場合は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につなぎます。

(労働相談の例)

労働基準監督署	障害者である労働者とその他労働者の区別なく発生している、賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題
公共職業安定所	離職票、失業手当、求職に関するもの等
都道府県労働局雇用均等室	育児・介護休業、女性問題等
都道府県労働局総務部企画室	労働条件引下げ、配置転換等 ※どこの相談窓口につなぐのか不明な場合も、企画室に相談する。

(個人情報の保護)

個人情報の保護についても、養護者による虐待への対応の場合を参照してください。なお、相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

(通報等による不利益な取扱いの禁止)

障害者虐待防止法第22条では、①刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならない事(第3項)、②使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない事(第4項)が規定されており、使用者による障害者虐待の通報を容易にし、早期発見・早期対応を図る為に設けられたものです。但し、これらの規定が適用される「通報」は、虚偽であるもの及び過失によるものを除く事としています。なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして(例えば、行政機関への通報を行おうとする場合は、①不正の目的で行われた通報でない事、②通報内容が真実であると信じる相当の理由がある事の2つの要件が必要です。)公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定(① 解雇の無効、②降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させる事、退職金の減給・没収等、その他不利益な取扱いの禁止)されています。事業主や労働者に対し、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努める事が必要です。

3. 使用者による虐待が発生した場合の対応 ~Flowchart~

使用者による虐待は、原則、以下の手順に従い、対応するものとする。

1 通報等の受付(緊急性の判断)

- ① 虐待防止センター(又は障害福祉課)で通報等を受けた場合は、必要な情報等を聞き取り、労働相談票[82
ジ-参照]を作成する。

☞ 養護者・施設従事者・使用者以外の虐待は、以下の関係機関等に繋ぐ、又は情報提供する。

教育機関→教育委員会、医療機関→保健所、老人福祉施設→高齢者福祉課、保育所→保育所所管課、
放課後ルーム→放課後ルーム所管課、犯罪行為→警察署など ※組織改正により所管課が替わることがあります。

- ② コアメンバー※1 を編成し、緊急性の有無を判断する。また、通報等の受付から 48 時間以内に情報収集等に着手する。(土・日曜日等の閉庁日の通報も想定、かつ迅速な対応を図るため時間制限を設ける。)

☞ 夜間・休日も、専用携帯電話への転送により、虐待防止センターが通報等を受ける。[12 ジ-参照]

※1【コアメンバー】… 障害福祉課長又は課長補佐うち1人、各係長うち1人、地区担当ケ-スワ-カ、虐待防止センター職員

《緊急性あり》

- ① 被虐待者の一時保護、短期入所等の利用ほか、措置入所を含め対応を検討する。
② 緊急性が高い場合は、速やかに警察署へ通報、救急車を要請等の必要な対応を行う。

《緊急性なし》

- 下記の「④虐待の認定」に進む。

2 虐待の認定

《虐待疑いあり(又は判断に至らず)》

- ① 千葉県障害福祉事業課に虐待の通知。
② 必要に応じて、千葉県障害福祉事業課が行う事実確認等に協力する。

《虐待疑いなし》

- ① 虐待対応としては、終結とする。(下記の「⑤ 虐待の終結」に進む。)
② 他の相談機関(さーくる・ふらっと船橋等)に繋ぐなど、必要に応じて支援を行う。

4 県への通知

(1) 使用者による虐待通報を受けての通知

市は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています(第23条)。ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市から県へ通知することになります。この場合、「労働相談票(使用者による障害者虐待)」を作成し、添付します。

虐待が起きた事業所の所在地と虐待を受けた障害者の居住地が異なる場合

- ① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合
・事業所の所在地の都道府県に通知。(都道府県から労働局へ報告。)
・速やかに居住地の市町村へ連絡し、居住地の市町村がその後の生活上の支援等を行なう。
- ② 居住地の市町村に通報等があった場合
・事業所の所在地の都道府県に通知。(都道府県から労働局へ報告。)
・訪問調査等にあたって事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村に情報提供し、協力を求める。

(2) 県から県労働局への報告

県は、市からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合は、事業所の所在地を管轄する県労働局に報告します(第24条)。なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合は、県労働局に照会します。県が直接通報等を受けた場合は、県から県労働局への報告に当たり、労働相談票を作成します。県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合は、速やかに県労働局に報告し、障害者の居住地の市に情報提供します。なお、県労働局では、虐待の早期対応に当たって、市、県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談票を作成して障害者虐待防止法24条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市の対応状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、県との連携体制を構築する事としています。この為、県においても、使用者による障害者虐待に関する通報、届出を受けた際に、事案の内容が労働関係法規に基づく県労働局による権限行使する事で、早期の解決が図られるものは、通報・届出を受けた段階で、まず県労働局に一報を入れる事が望まれます。

労働相談票(使用者による障害者虐待)

(番号)						処理欄	
都道府県名			市町村名				届出等
受付年月日	平成 年 月 日		1.通報 2.届出 3.相談		1.来庁 2.電話 3.FAX・郵送等		来庁等
受付機関名			対応者名				局
届出(被虐待)者 氏名				性別	生年月日	年齢	部署
				1.男 2.女 3.不明			性別
	1. ~20歳 2. 21~30歳 3. 31歳~40歳 4. 41~50歳 5. 51~60歳 6. 61歳~ 7. 不明						年齢
	(事業所への氏名の通知 : 諸 否)						
	(市町村・都道府県又は都道府県労働局からの連絡 : 諸 否)						
障害の種類	1.身体障害 2.知的障害		就労状況				障害種類
	3.精神障害 4.その他/不明		1.正社員 2.パート・アルバイト 3.派遣労働者				
	()		4.期間契約社員 5.その他() 6.不明				
住 所							就労状況
電 話 番 号	TEL	携帯TEL					
通報者氏名							性別
							1.男 2.女 3.不明
	(事業所への氏名の通知 : 諸 否)						
	(市町村・都道府県又は都道府県労働局からの連絡 : 諸 否)						
被虐待者との関係	1.事業所内労働者 2.被虐待者の家族・親族 3.行政機関等 4.その他() 5.不明						関係
住 所							
電 話 番 号	TEL	携帯TEL					
事 業 所 名							事業所への通報内容の通知
							諸 否
代表者職氏名							
担当者職氏名							
住 所 地							
電 話 番 号							
規 模	1. 10人未満 2. 10~49人 3. 50~99人 4. 100~299人 5. 300人以上 6. 不明						規模
業 種	1. 製造業 2. 情報通信業 3. 運輸業・郵便業 4. 卸売業・小売業 5. 金融業・保険業						業種
	6. 医療・福祉 7. サービス業 8. 1~7以外 9. 不明						

虐待者氏名				性別 1.男 2.女 3.不明	生年月日	年齢	性別
年齢区分	1. ~20歳 2. 21~30歳 3. 31~40歳 4. 41~50歳 5. 51~60歳 6. 61歳~ 7. 不明						年齢
被虐待者との関係	1. 使用者(役員) 2. 上司 3. 同僚 4. 部下 5. その他() 6. 不明						関係
虐待の種別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放棄・放任 50. 経済的虐待						種類
	41. 放棄・放任(身体的虐待) 42. 放棄・放任(性的虐待) 43. 放棄・放任(心理的虐待)						
虐待の内容及び 発生要因							
希望する使用者に対する措置							

